

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
1-1 子育て包括支援	◇妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない対応や支援により、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、蟹江町のこどもの健やかな成長につながっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○子育て家庭への支援については、3か所ある子育て支援センターや各小学校区にある児童館等で親子を対象としたさまざまな子育て事業を展開し、また、2か所での一時預かり事業の実施や病後児保育など子育て支援サービスの充実に努めています。 ○子育てに関するアンケート調査（令和元年度）では、地域の子育て支援サービスの認知度は高いが、利用していない人が8割以上となっており、情報提供のみにとどまらない、より具体的な取組を構築し、ニーズに合った内容を展開していくことが必要となっています。 ○令和6年度に新設されたこども家庭センターではサポートプランを作成し、出産・育児の悩みへの早期対応に取り組むとともに、妊娠前からの切れ目のない支援が求められます。 ○こどもの虐待については、こどもを守る町民意識を高めるとともに、潜在的な虐待の早期発見や未然防止のため、地域や関係機関との密接な連携が求められます。 ○こどもの貧困やひとり親家庭の増加など、社会的・経済的な支援を必要とする家庭が増加しています。全てのこどもの健全な育成を図るためには、児童扶養手当や遺児手当、子ども医療費助成などの経済的な支援と合わせ、就労支援や資格取得支援などの幅広い支援が必要となっています。 ○こどもや若者をまん中に、社会全体で子育てを支援する環境づくりが求められています。こどもや若者、子育て当事者の意見を取り入れながら、こども・子育てにやさしい社会づくりを推進する必要があります。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
地域における子育て支援に関する満足度 ※蟹江町子育てに関するアンケート調査	%	R1	26	—	—	30	35
子育てしやすい環境に関する満足度 ※蟹江町子育てに関するアンケート調査	%	R1	55.4	—	—	58	60

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町こども計画（第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画）

単位施策【前期】 （こども家庭課、こども福祉課、健康推進課）	単位施策【後期】
単位施策1 周産期支援・不妊対策（こども家庭課）	単位施策1 次世代の健康づくり・周産期支援（こども家庭課）
(1) 周産期支援 ①安全・安心な分娩を迎えるためには、適切な時期での妊婦健診の受診が望ましいことから、町内に分娩対応可能な産婦人科がないということも踏まえ、妊産婦健診の受診の推奨や、負担軽減等の取組を行います。 (2) 不妊対策 ①子育て世代包括支援センターにおいて、医療機関と連携して、不妊症・不育症に関する情報提供や相談対応を行います。	(1) 次世代の健康づくり 自身がより健康になって輝き続けることができるよう、男女ともに若い年代から健康に関心を持ち健康管理を行うように促すブレコンセプションケアを推進します。 (2) 周産期支援 安全・安心な分娩を迎えるためには、適切な時期に妊婦健診を受診することが望ましいことから、妊産婦健診の受診の推奨や、負担軽減等の取組を行います。

単位施策【前期】 （こども家庭課、こども福祉課、健康推進課）	単位施策【後期】
単位施策2 子育て支援 （こども家庭課）	単位施策2 子育て支援 （こども家庭課、こども福祉課）
子育て支援の充実 ①子育て世代包括支援センターにおいて妊産婦・乳幼児などの状況を継続的・包括的に把握し、保健師や助産師等の専門家による相談対応を行うとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整等により、妊娠・出産から切れ目のない支援を引き続き充実させます。 ②子育て支援センターにおいて、子育てに関する疑問や不安の解消を図るための情報提供や相談対応を行うとともに、NPO等との協働により、子育て親子の交流の場を提供します。	子育て支援の充実 ①妊産婦・乳幼児などの状況を継続的・包括的に把握し、専門職による相談対応を行うとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整等により、妊娠・出産から切れ目のない支援を引き続き充実させます。 ②子育て支援センターにおいて、子育てに関する疑問や不安の解消を図るための情報提供や相談対応を行うとともに、NPO等との協働により、子育て親子の交流の場を提供します。
単位施策3 児童虐待の防止 （こども家庭課）	単位施策3 児童虐待の防止 （こども家庭課、こども福祉課、介護福祉課、教育課）
児童虐待対応 ①件数が増加し内容も深刻化する児童虐待に対し、学校・医療機関・児童相談所、警察等の地域の関係機関との連携協力体制を整えて、適切に対応します。 ②児童虐待の未然防止や事態の深刻化防止のため、民生・児童委員等と連携しながら見守りや声掛けなどを行うとともに、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、オレンジリボン等を活用した啓発活動を実施します。	児童虐待対応 ①件数が増加し内容も深刻化する児童虐待に対し、学校・医療機関・児童相談所、警察等の地域の関係機関との連携協力体制を整えます。 ②児童虐待の未然防止や事態の深刻化防止のため、民生・児童委員等と連携しながら見守りや声掛けなどを行うとともに、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、オレンジリボン等を活用した啓発活動を実施します。

単位施策【前期】 （こども家庭課、こども福祉課、健康推進課）	単位施策【後期】
単位施策4 子どもの貧困対策（こども家庭課）	単位施策4 こどもの貧困対策 （こども福祉課、こども家庭課、介護福祉課）
子どもの貧困対策の推進 ①ひとり親家庭が安心して子育てできる環境を整えるため、遺児手当の給付、相談対応、就労に結びつく資格取得の促進など各種制度を活用し、経済基盤の確立のための支援を行います。 ②子どもの貧困対策として、NPO等による居場所づくり、学習支援、子ども食堂等の取組を支援します。	こどもの貧困対策の推進 ①ひとり親家庭が安心して子育てできる環境を整えるため、遺児手当の給付、相談対応、就労に結びつく資格取得の促進など各種制度を活用し、経済基盤の確立のための支援を行います。 ②こどもの貧困対策として、NPO等による居場所づくり、学習支援、子ども食堂等の取組を支援します。

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
1-2 保育、幼児教育、学童保育	◇子ども・子育てに対する支援などの制度が町民に認知され、必要とする人が安心して利用できる環境が整い、蟹江町のこどもの健やかな成長につながっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、保育ニーズが増加し、多様化が進んでいます。令和6年度現在で、保育所等の早朝延長保育の施設数は10か所、一時保育の施設数は2か所です。また、病後児保育は開業医と連携して1園で設置しています。 ○低年齢による保育所入所ニーズの増加に対応するため、乳児専門施設を設置するとともに、幼稚園の認定こども園化を進め、乳児の受け皿を増やしています。 ○令和元年10月からは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料の無償化が始まっています。 ○多様化する保育ニーズに対応するためには、保育士人材の不足が課題となっています。保育士の発掘による人材確保と体制づくりが急務となっています。 ○学童保育については、当町の取組として、小学6年生までの児童が通年で利用できるように拡充しています。女性就労の増加により学童保育所への入所希望者の増加が想定されるため、場所の確保、支援員の確保及びスキルアップが必要となっています。 ○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、こども誰でも通園制度が創設されました。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
保育サービスなど児童福祉に関する満足度	%	R1	51.6	R6	—	60	60
※蟹江町子育てに関するアンケート調査							

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町こども計画（第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画）

単位施策【前期】 （こども福祉課）	単位施策【後期】
単位施策1 就学前の児童に対する保育サービス・幼児教育の充実（こども福祉課） (1) ニーズに応じた受入体制の整備 ①多様化する保育ニーズに対応するため、時間外保育など保育サービスの充実を図るとともに、町ホームページや広報誌等を活用した、分かりやすい情報提供を行います。 ②保育環境の向上を図るとともに、既存の保育所施設の老朽化に対応するため、修繕や改修工事を計画的に行います。	単位施策1 就学前の児童に対する保育サービス・幼児教育の充実（こども福祉課） (1) ニーズに応じた受入体制の整備 ①多様化する保育ニーズに対応するため、時間外保育など保育サービスの充実を図るとともに、町ホームページや広報誌等を活用した、分かりやすい情報提供を行います。 ②ICTの導入や保育環境の向上を図るとともに、既存の保育所施設の老朽化に対応するため、修繕や改修工事を計画的に行います。

単位施策【前期】 （こども福祉課）	単位施策【後期】
③保護者の負担軽減を図るため、3歳から5歳までの子どもに加え、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対し、引き続き保育所及び幼稚園の利用料無償化を行います。 （2）幼児教育の推進 ①保護者の幼児教育費用の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園利用料に対する補助を引き続き行います。 ②私立幼稚園の健全な運営を支援するため、運営費等に対する支援を引き続き行います。 （3）小学校への円滑な就学の促進 ①保育所・幼稚園に通う未就学児が、小学校生活を円滑に始めることができるように、保育所・幼稚園と小学校との交流など小学校教育への接続のための取組を行います。	③保護者の負担軽減を図るため、3歳から5歳までのこどもに加え、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもに対し、引き続き保育所及び幼稚園の利用料無償化を行います。 ④こどもの育ちを応援し、全ての子育て世帯を支援するため、町内の保育施設において、こども誰でも通園制度を実施します。 （2）幼児教育の推進 ①保護者の幼児教育費用の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園利用料に対する補助を引き続き行います。 ②幼稚園の健全な運営を支援するため、運営費等に対する支援を引き続き行います。 （3）小学校への円滑な就学の促進 ①保育所等に通う未就学児を対象に、保育所・幼稚園と小学校との交流などを実施し、小学校生活を円滑に始めることができるような取組を行います。
単位施策2 学童保育の充実 （こども福祉課）	単位施策2 学童保育の充実 （こども福祉課）
学童保育の充実 ①増加する保育のニーズに対応するため、学童保育所として活用する施設の確保を図ります。 ②保育の質の確保・向上を図るため、指導員に研修の受講を促し、より良い保育の提供に取り組みます。	学童保育の充実 ①増加する保育のニーズに対応するため、学童保育所として活用する施設の確保を図ります。 ②保育の質の確保・向上を図るため、指導員に研修の受講を促し、より良い保育の提供に取り組みます。

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
1-3 高齢者福祉	◇高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるようみんなで支え合って暮らしています。 ◇高齢者の生きがいがいづくりや社会参加を進めるための場所や機会が充実しています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○少子高齢化に伴い65歳以上の高齢者人口の増加は続いており、2025年には町の高齢化率が26%を超えました。今後も高齢者人口、特に75歳以上の高齢者が増加すると予測されます。 ○高齢化が進む中で、第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果により、介護予防・保健福祉に関して、今後、町に力を入れてほしいこととして「高齢者へのホームヘルパー・デイサービスなどの生活支援の周知・充実」が35.6%と最も高く、高齢者にとって暮らしやすい地域づくりが求められます。 ○高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、地域包括支援センターをはじめとする多様な主体による支援体制を整備し、医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が望まれます。そのうえで、幅広く多様な支援を行うため、介護サービスの質の向上及び量的な確保が必要となっています。 ○長寿命化が進む中で健康寿命を延ばすために、高齢者の健康増進及び社会参加をより一層推進し、生きがいがいづくりや介護予防につなげることが求められます。 ○当町においては、要介護高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加しており、地域全体で支える体制の構築が重要な課題となっています。こうした状況を受け、令和5年度には「認知症あんしんガイドブック」を作成し、認知症に関する正しい知識の普及、早期対応の重要性の周知、地域資源の案内などに取り組んでいます。 また、共に支え合う地域づくりを進めるためには、認知症サポーターの養成などを通じた支援の担い手の育成が必要です。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
認知症予防・介護教室の参加数（延人数）	人	H30	3,167	R5	2,718	3,300	3,500

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

単位施策【前期】 （介護支援課）	単位施策【後期】
単位施策1 地域包括ケア、地域での支援体制（介護支援課） 地域包括ケアシステムの推進 ①高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を営むための地域包括ケアの実現に向けて、医療関係機関・団体、介護サービス事業者、社会福祉協議会等と連携し、地域における在宅医療・介護連携を引き続き推進します。 ②高齢者の在宅生活を支え、要介護状態にならないようにするため、地域においてボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等と多様な主体による体制を構築し、重層的な生活支援・介護予防サービスを提供します。	単位施策1 地域包括ケア、地域での支援体制（介護福祉課） 地域包括ケアシステムの推進 ①高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を営むための地域包括ケアの 深化・推進 に向けて、医療関係機関・団体、介護サービス事業者、社会福祉協議会等と連携し、地域における在宅医療・介護連携の 取組を継続 します。 ②高齢者の在宅生活を支え、要介護状態にならないようにするため、地域においてボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等と多様な主体による体制を構築し、重層的な生活支援・介護予防サービスを提供します。

単位施策【前期】 （介護支援課）	単位施策【後期】
③ひとり暮らしや高齢者のみで生活する高齢者が、安心して暮らし続けることができるよう、配食、安否確認、緊急時対応等の生活支援の充実を図ります。	③ひとり暮らしや高齢者のみで生活する高齢者が、安心して暮らし続けることができるよう、配食、安否確認、緊急時対応等の生活支援の充実を図ります。
単位施策2 介護の充実、介護予防、介護人材育成 （介護支援課）	単位施策2 介護の充実、介護予防、介護人材育成 （介護福祉課）
（1）介護サービスの充実及び適正化 ①今後高齢者が増加しても、介護サービスを必要とする人に、公平に良質なサービスを持続的に提供していくため、必要な基盤の整備やサービスの質の向上を図りながら、必要に応じて介護給付等の費用の見直しを図ります。 （2）介護予防の推進 ①介護予防が必要な人を早期に発見し、要介護状態となることを予防するため、各種介護予防教室の開催等、生活機能の維持・向上のための取組を行います。 ②地域の高齢者が自ら介護予防活動に参加し、主体的・継続的に取り組むための支援を行うとともに、高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを促進します。	（1）介護サービスの充実及び適正化 ①今後高齢者が増加しても、介護サービスを必要とする人に、公平に良質なサービスを持続的に提供していくため、必要な基盤の整備やサービスの質の向上を図りながら、必要に応じて介護給付等の費用の見直しを図ります。 （2）介護予防の推進 ①高齢者が継続して自立した生活を送ることができるよう、各種介護予防教室の開催等、生活機能の維持・向上のための取組を行います。 ②地域の高齢者が自ら介護予防活動に参加し、主体的・継続的に取り組むための支援を行うとともに、高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを促進します。

単位施策【前期】 （介護支援課）	単位施策【後期】
単位施策3 認知症対策、認知症予防、認知症にやさしい地域づくり（介護支援課）	単位施策3 認知症対策、認知症予防、認知症にやさしい地域づくり（介護福祉課）
（1）早期の認知症対策 ①認知症は初期の対応がその後の進行に大きく影響することから、関係機関と連携し、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制を構築します。 （2）認知症への理解促進 ①認知症高齢者を地域全体で支えるため、認知症の理解に向けた普及啓発の取組を行います。 ②認知症高齢者や家族、認知症サポーター、町民等が誰でも気軽に集い、相談や情報交換ができる場を設置し、運営します。	（1）早期の認知症対策 ①認知症は初期の対応がその後の進行に大きく影響することから、関係機関と連携し、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制を構築します。 （2）認知症への理解促進 ①認知症高齢者を地域全体で支えるため、認知症の理解に向けた普及啓発の取組を行います。 ②認知症高齢者や家族、認知症サポーター、町民等が誰でも気軽に集い、相談や情報交換ができる場を設置し、運営します。

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
1-4 障がい者福祉	◇障がい者（児）が利用できる福祉サービスが整うとともに、障がいに対する地域の理解が進み、安心して暮らせる町となっています。 ◇「ハード」も「ハート」もバリアフリーな地域となっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○障害者手帳を所持する町民は、約1,800人となっており、最近では精神障害者保健福祉手帳を所持する町民が増加しています。また、社会の認知が進んだことにより、発達障がいをもつ人も増加しています。 ○障がいに対する認知度の向上と福祉サービスの充実等の影響により、障がい福祉サービスを利用する人数やサービス供給量は、ともに増加しています。 ○一方で、町内における障がい福祉サービスの提供事業所は増加しているものの、提供可能なサービスに偏りがあり、入所施設、重度障がい者サービスがない状況です。事業所の誘致や町外事業所との連携を図るなど、サービス提供体制の充実を図る必要があります。 ○当事者や家族からの相談窓口は社会福祉協議会等に設置していますが、相談件数が増加し、生活、就労、社会活動等相談内容が多様化していることから、相談支援専門員の充実が必要となっています。 ○親亡き後の生活維持に関する課題が増加しつつあることから、障がい者（児）を地域で支えていく仕組みの構築が急務となっています。 ○地域で暮らし、地域全体で支えていくためには、障がい者（児）に対する地域の認知・理解の向上は引き続き課題となっています。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
障害者差別解消法の認知度 ※障害者計画アンケート調査	%	R2	30.5	—	—	40	50
成年後見制度の認知度 ※障害者計画アンケート調査	%	R2	56.6	R5	66.0	60	70

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町障害者計画 第7期蟹江町障害福祉計画 第3期蟹江町障害児福祉計画

単位施策【前期】 （保険医療課、こども福祉課）	単位施策【後期】
単位施策1 障がい者への福祉サービス（保険医療課）	単位施策1 障がい者への福祉サービス（保険医療課）
自立支援給付サービスの提供 ①障がい者（児）が必要な福祉サービスが利用できるよう、関係機関と連携し相談支援体制を充実するとともに、サービス提供体制を確保します。 ②地域の障がい者（児）の状況に応じた柔軟なサービスを提供するため、障がい者（児）や家族等の意見を聞きながら、適切なサービスの量と質を確保します。	自立支援給付サービスの提供 ①障がい者（児）が必要な福祉サービスが利用できるよう、関係機関と連携し相談支援体制を充実するとともに、サービス提供体制を確保します。 ②地域の障がい者（児）の状況に応じた柔軟なサービスを提供するため、障がい者（児）や家族等の意見を聞きながら、適切なサービスの量と質を確保します。

単位施策【前期】 （保険医療課、こども福祉課）	単位施策【後期】
単位施策2 障がい者（児）の自立支援と社会参加 （保険医療課）	単位施策2 障がい者（児）の自立支援と社会参加 （保険医療課）
(1) 就労支援 ①福祉施設の利用者が一般就労に移行できるように、社会福祉法人や NPO 等と連携して、就労移行支援事業所の立地を推進するとともに、商工会等と連携して事業所の障がい者雇用を働きかけます。 (2) 発達障がい児支援 ①心身の発達の遅れ、またはそのおそれのある乳幼児が社会生活適応能力や基本的生活習慣を身につけることを支援するため、療育の機会を設けるなどの取組を行います。 (3) 障がい者（児）の自立支援体制 ①障がい者（児）が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、海部南部権利擁護センターの障がい者基幹相談支援部門と連携し、障がい者の日常的・社会的生活を総合的に支援していく体制を整えます。	(1) 就労支援 ①福祉施設の利用者が一般就労に移行できるように、社会福祉法人や NPO 等と連携して、就労移行支援事業所の誘致を推進するとともに、商工会等と連携して事業所の障がい者雇用を働きかけます。 (2) 障がい児支援 ①心身の発達の遅れ、またはそのおそれのある乳幼児が社会生活適応能力や基本的生活習慣を身につけることを支援するため、療育の機会を設けるなどの取組を行います。 ②児童発達支援センターを設置し、関係機関と連携して、障がいのある児童及びその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を提供する体制を整えます。 (3) 障がい者（児）の自立支援体制 ①障がい者（児）が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、海部南部権利擁護センターの障がい者基幹相談支援部門と連携し、障がい者の日常的・社会的生活を総合的に支援していく体制を整えます。

単位施策【前期】 （保険医療課、こども福祉課）	単位施策【後期】
単位施策3 地域の理解・啓発 （保険医療課）	単位施策3 地域の理解・啓発 （保険医療課）
障がいに対する理解促進 ①障がい者が外出したり、施設を利用しやすい環境を整えるため、公共施設や民間施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインを促進します。 ②障がい者（児）も含めた地域共生社会を実現させるため、障がい者（児）に対する理解促進と意識啓発に取り組みます。	障がいに対する理解促進 ① 障がい者（児）が外出したり、施設を利用しやすい環境を整えるため、公共施設や民間施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインを促進します。 ②障がい者（児）も含めた地域共生社会を実現させるため、障がい者（児）に対する理解促進と意識啓発に取り組みます。

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
1-5 地域福祉・生活困窮対策	◇多様な人の参加により地域福祉活動が盛んになり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。 ◇支援を必要とする人に対して、ニーズに応じた福祉サービスが提供され、誰もがその人らしく生き生きと暮らしています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○少子高齢化の進行や核家族・単身世帯の増加等を背景として、家族や地域のつながりや支え合いが希薄になるとともに、困りごと複雑化しており、家族や地域に関する福祉的な課題は増加かつ多様化しています。 ○この課題を踏まえて、「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域共生社会の実現を目指す取組を進めてきました。 令和8年度から新たにはじまる「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」においても第2次の基本的な考え方を継承しつつ、町民、地域福祉団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を持ち、互いに協力しあえる地域づくりを推進する取組を進めていきます。 ○「住民同士の支え合い・地域福祉活動に関する満足度」、「ボランティア活動への参加人数」等の指標は増加傾向になく、地域福祉の重要な要素である町民の地域のつながりや支え合い意識等は、高い状況とはいえません。 ○当町にも多くのNPOやボランティア団体が活動していますが、担い手の高齢化や後継者不足といった課題を抱える団体も多くなっているため、ボランティアに対する町民の意識向上とともに、気軽にボランティアに参加しやすい仕組みづくりが求められます。 ○被生活保護世帯は、この5年間で1.2倍に増加しています。社会構造の急激な変化に伴い、失業や病気退職等を理由に収入を失うことが多くなっており、被生活保護世帯や生活困窮者への自立支援が求められます。 ○障害者虐待防止法や障害者差別解消法の制定等、障がい者の権利利益の擁護に関する法整備が進められました。 ○虐待から全ての人を守り、尊厳を保持するため、人権意識を啓発するとともに、虐待の早期発見、早期対応への取組の充実が必要となっています。

第5次蟹江町総合計画（後期基本計画）分野別計画素案）

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
「住民同士の支え合い・地域福祉活動」に関する満足度 ※住民意識調査	%	H30	24.1	R6	22.5	27	30
「ボランティア活動（福祉活動）」に参加している町民割合 ※住民意識調査	%	H30	3.3	R6	3.4	5	10
ボランティア団体登録数 ※蟹江町社会福祉協議会への登録団体数	団体	R1	17	R6	24	20	23

関連個別計画⇒【後期】
第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画 蟹江町人権施策推進計画

単位施策【前期】 （住民課、介護支援課、保険医療課）	単位施策【後期】 （介護福祉課、保険医療課）
単位施策1 地域福祉の推進（住民課）	単位施策1 地域福祉の推進（介護福祉課）
(1) 多世代交流や福祉教育の推進 ①地域福祉に対する町民意識の向上を図るため、多世代交流の場や機会をつくるとともに、学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の充実を図ります。	(1) 多世代交流や福祉教育の推進 ①地域福祉に対する町民意識の向上を図るため、多世代交流の場や機会をつくるとともに、学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の充実を図ります。

単位施策【前期】 （住民課、介護支援課、保険医療課）	単位施策【後期】 （介護福祉課、保険医療課）
(2) 地域福祉推進体制の整備 ①地域福祉を町全体で推進するため、社会福祉協議会と連携し、地域主体により福祉を進める組織体制を整備するとともに、コーディネート体制を強化します。 (3) 地域福祉の多様な担い手育成 ①地域福祉の多様な担い手づくりを推進するため、社会福祉協議会と連携してボランティア推進体制を充実させるとともに、各地域における民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア団体、NPO等と連携を強化します。	(2) 地域福祉推進体制の整備 ①町全体で地域福祉を推進するため、社会福祉協議会と連携し、地域主体により福祉を進める組織体制を整備するとともに、コーディネート体制を強化します。 (3) 地域福祉の多様な担い手育成 ①地域福祉の多様な担い手づくりを推進するため、社会福祉協議会と連携してボランティア推進体制を充実させるとともに、各地域における民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア団体、NPO等と連携を強化します。
単位施策2 生活困窮者の支援（住民課）	単位施策2 生活困窮者の支援（介護福祉課）
(1) 相談体制の充実 ①複合的な課題の解決に向けた包括的な支援につなげるため、民生委員・児童委員、町内会、関係機関等との連携により生活困窮者の把握に努めるとともに、相談体制を充実させます。 (2) 生活困窮者の自立支援 ①生活困窮者に対し、県のケースワーカーや支援員と連携し、生活保護制度に基づく自立支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、各種生活資金貸付制度の活用を促進します。また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者の子どもに対する学習支援等の取組を行います。	(1) 相談体制の充実 ①複合的な課題の解決に向けた包括的な支援につなげるため、民生委員・児童委員、町内会、関係機関等との連携により生活困窮者の把握に努めるとともに、相談体制を充実させます。 (2) 生活困窮者の自立支援 ①生活困窮者に対し、県のケースワーカーや支援員と連携し、生活保護制度に基づく自立支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、各種生活資金貸付制度の活用を促進します。また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者のこどもに対する学習支援等の取組を行います。

単位施策【前期】 （住民課、介護支援課、保険医療課）	単位施策【後期】 （介護福祉課、保険医療課）
(3) 生活保護制度の運用 ①生活困窮者に対する生活保護制度を、関係機関と連携して円滑かつ適切に運用します。	(3) 生活保護制度の運用 ①生活困窮者に対する生活保護制度を、関係機関と連携して円滑かつ適切に運用します。
単位施策3 虐待防止・権利擁護・成年後見人制度 （住民課、介護支援課、保険医療課）	単位施策3 虐待防止・権利擁護・成年後見人制度 （介護福祉課）
(1) 高齢者・障がい者に対する虐待防止 ①高齢者・障がい者等に対する虐待を未然に防止し、身体的・心理的等の理由による虐待の問題解決を図るために、町民等の協力のもと、関係機関による連携体制を構築します。 (2) 認知症高齢者や障がい者の日常生活の自立支援 ①認知症高齢者や障がい者の日常生活の自立支援及び権利・財産を守るため、関係機関等と連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知・啓発、利用促進を図ります。 (3) 成年後見人制度の利用促進 ①自己判断ができなくなったり、自立した日常生活が困難になった高齢者や障がい者が成年後見人制度を円滑に利用できるようにするため、制度の周知を図るとともに、権利擁護センターを設置・運用し、適切な相談・支援体制を整えます。	(1) 高齢者・障がい者に対する虐待防止 ①高齢者・障がい者等に対する虐待を未然に防止し、身体的・心理的等の理由による虐待の問題解決を図るために、町民等の協力のもと、関係機関による連携体制を構築します。 (2) 認知症高齢者や障がい者の日常生活の自立支援 ①認知症高齢者や障がい者の日常生活の自立支援及び権利・財産を守るため、関係機関等と連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知・啓発、利用促進を図ります。 (3) 成年後見人制度の利用促進・担い手の確保や育成 ① 支援を必要とする人が成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で生活が続けられるよう制度の周知を行います。権利擁護センターとともに、本人や親族、支援者が気軽に相談できる体制を作り、権利擁護支援の担い手確保や育成を進めます。

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
1-6 健康増進	◇地域や世代間の相互扶助が機能し、全ての町民が希望や生きがいを持ち健康で幸せに暮らせる社会となっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○当町の人口推移をみると、こどもや若者の人口減少に対し、高齢者の人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。 ○「自分の健康を常に意識している」町民の割合や、「ご近所との交流がある」町民の割合が減少しており、誰一人取り残さない健康づくりの取組や、社会環境との関係性も重視した健康づくりの視点を踏まえた町民の健康増進に向けて「かにえ生き生きプラン21（第3次）」に基づく計画的な施策展開が必要となっています。 ○今後高齢化が進む中で、健康寿命を延ばし、医療や介護負担の軽減を図ることが必要です。そのためには、幼少期も含めて全世代において正しい生活習慣を身につけ、生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防を図ることが必要となっています。 ○健康状態は、生活習慣だけではなく、社会経済的な環境や社会とのつながりの有無など、生活の質に深く影響することから、人により健康格差も大きくなっています。このため、関係機関や地域団体等との連携により、誰もが自然に健康になれる環境づくりが必要となっています。 ○地域が複雑で多様化する中で、生きにくさを感じる人もいます。地域ぐるみで身体やこころの健康を保つことを支援することにより、生きにくさを感じる人が減り、自殺に至る人をなくすための取組が必要となっています。

第5次蟹江町総合計画（後期基本計画）分野別計画素案）

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
「自分の健康を常に意識している」町民の割合	%	R1	49.9	R6	35.8	55	60
※健康に関するアンケート							
「ご近所との交流がある」町民の割合	%	R1	57.4	R6	54.1	60	65
※健康に関するアンケート							
過去1年間に定期健診を受けた町民の割合	%	R1	71.8	R6	72.7	75	80
※健康に関するアンケート							

関連個別計画⇒【後期】
健康日本21 蟹江町計画「かにえ生き生きプラン21(第3次)」
蟹江町自殺対策計画（第2次）
第3期蟹江町国民健康保険データヘルス計画

単位施策【前期】 (健康推進課)	単位施策【後期】
単位施策1 生活習慣病対策 (健康推進課)	単位施策1 生活習慣病対策 (健康推進課)
(1) 生活習慣の確立と改善 ①生活リズムを整え、生活習慣を確立するための取組を、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・心の健康づくり」「歯とお口の健康」「たばこ・アルコール」の各分野において、ライフステージ別の特徴や健康課題を捉えながら生活習慣病対策を推進します。 (2) 生活習慣病の発症と重症化予防 ①「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」等の生活習慣病の発症予防及び早期発見をめざして、町民による日常からの生活習慣病予防の取組を促進するとともに、健康診断の受診環境を充実します。 ②生活習慣病の重症化を予防するため、健康診断の受診を促進するとともに、生活習慣病の予備群・有所見者に対する保健指導を強化します。	(1) 生活習慣の確立と改善 ①生活リズムを整え、生活習慣を確立するための取組を、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「歯とお口の健康」「たばこ・アルコール」の各分野において、ライフコースアプローチの視点で特徴や健康課題を捉えながら生活習慣病対策を推進します。 (2) 生活習慣病の発症と重症化予防 ①町民が、がん検診や健康診査などの定期的な受診により健康管理ができるよう、内容及び有効性の周知啓発や受診しやすい体制整備に取り組みます。具体的には、関係機関や職域等と連携するなど啓発を工夫するとともに、検診の実施場所や実施日時の見直し、複数の検診項目を同時に受けられる体制づくりを行います。 ②「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」等の生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、町民が生活習慣や病気に関する知識を得て行動できるよう、普及啓発や個々のライフスタイル・健診結果を踏まえた保健指導を行います。

単位施策【前期】 (健康推進課)	単位施策【後期】
単位施策2 健康づくり (健康推進課)	単位施策2 健康づくり (健康推進課)
社会で支える健康づくり ①誰もが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、地域団体や企業等の多様な主体と連携し、個人の健康づくりを総合的に支援する環境を整備します。	健康になれる社会環境づくり ①誰もが健康づくりの情報や環境にアクセスできるよう、デジタルツールを活用した情報発信や環境整備に取り組みます。また、地域活動の育成・支援や自然に健康になれる環境づくりのため、地域や職域の多様な関係機関と連携体制を構築します。
単位施策3 自殺対策 (健康推進課)	単位施策3 自殺対策 (健康推進課)
生きることの包括的支援 ①誰もが生きにくさを感じず、自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、地域の多様な人が連携しながら、子ども・若者、生活困窮者、高齢者等に対する支援、こころの健康づくり、ゲートキーパーの養成等に取り組みます。	生きることの包括的支援 ①自殺リスクの低減につながる生きることの促進要因を増やすため、重層的支援体制を踏まえた相談機会の充実、自己肯定感を高める支援などに取り組みます。 また、すべての住民を支える社会づくりのため、ゲートキーパー養成や関係機関の連携を強化するとともに、こども・若者・女性・高齢者等への支援に取り組みます。

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
1-7 公的扶助制度	◇健康保険や医療制度に支えられて誰もが安心して医療機関を受診できるとともに、さまざまな健康サポートを受けることにより、町民が健康に生き生きと生活しています。 ◇高齢期を健康で過ごすことができ、活力のある安心した老後の生活ができる社会となっています。 ◇医療面における子育て世帯の経済的負担が軽減され、安心して子育てできる町となっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
<国民健康保険> ○国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町村が一体となって運営しており、当町は資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税徴収等を担っています。 ○制度全体の財政運営は県が行っており、3年ごとに運営方針を見直していることから、その方針に対応しながら、町として運営を行っていく必要があります。 <後期高齢者医療制度> ○75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度は、愛知県が設置する広域連合の参加市町村として、保険料の徴収、資格確認書等の交付及び各種申請の受付等を担当しています。 ○保険料については、特別徴収と普通徴収の納付方法がありますが、普通徴収においては未納となる場合が見受けられることから、収納率の向上が必要となっています。 ○長寿命化に伴う被保険者数及び医療費の増加により、国・県・町からの公費支出も増加しているため、保険料収納及び医療費支出を引き続き適正に行っていく必要があります。 <福祉医療> ○子ども、ひとり親家庭、障がい者、後期高齢者の障がい者等の町民に医療費助成を行っていますが、町独自の制度として、子ども及び精神障がい者に対しては助成範囲を拡大する等、福祉医療を充実させてきました。 ○子育て世帯の経済的負担の軽減と子育てしやすい環境づくりの観点から、周辺自治体の動向等を注視しながら、子ども医療費助成制度については、町独自の助成を継続していくことが求められます。

第5次蟹江町総合計画（後期基本計画）分野別計画素案）

分野1 子育て・健康・福祉「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくり

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
国民健康保険の被保険者一人当たり年間医療費 ※国民健康保険による年間医療費÷被保険者数	千円/ 人・年	R1	298	R5	349	345	340
後期高齢者医療制度の被保険者一人当たり年間医療費 ※愛知県後期高齢者医療広域連合資料より ※後期高齢者医療制度による年間医療費÷被保険者数	千円/ 人・年	R1	996	R5	1029	990	980
※該当するデータを入れてください↑							

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町障害者計画

単位施策【前期】 （保険医療課）	単位施策【後期】
単位施策1 国民健康保険事業の推進（保険医療課）	単位施策1 国民健康保険事業の推進（保険医療課）
国民健康保険事業制度への理解向上 ①国民健康保険制度の医療費支出額や保険税収納等の運営状況について広報誌・町ホームページ等に掲載することにより、制度の理解向上及び周知を図ります。	国民健康保険事業制度への理解向上 ①国民健康保険制度の医療費支出額や保険税収納等の運営状況について広報誌・町ホームページ等に掲載することにより、制度の理解向上及び周知を図ります。

単位施策【前期】 （保険医療課）	単位施策【後期】
②医療費支出の適正化を図るため、レセプト点検の充実により多受診や多剤投与等の抑制を図るとともに、交通事故等の第三者の行為によって生じた保険給付の加害者への求償を徹底させます。 ③国民健康保険の資格取得、喪失等の資格管理において、他保険への加入や喪失について、スムーズな移行の徹底を図ります。窓口での対応時に医療機関への受診状況を確認し、過誤調整の削減に努めます。	②医療費支出の適正化を図るため、レセプト点検の充実により多受診や多剤投与等の抑制を図るとともに、交通事故等の第三者の行為によって生じた保険給付の加害者への求償を徹底させます。 ③国民健康保険の資格取得、喪失等の資格管理において、他保険への加入や喪失について、スムーズな移行の徹底を図ります。窓口での対応時に医療機関への受診状況を確認し、過誤調整の削減に努めます。また、令和6年12月2日以降の保険診療については、マイナ保険証による受診を基本とすることから、マイナ保険証の利用登録サポートをしていきます。
単位施策2 後期高齢者医療制度の運用 （保険医療課）	単位施策2 後期高齢者医療制度の運用 （保険医療課）
後期高齢者医療制度に対する理解向上 ①後期高齢者医療制度の適切な運営の継続をめざして、医療費支出額や保険料収納等の現状を被保険者に周知することにより、制度の理解向上を図ります。また、被保険者の個別状況を分析し、一人ひとりに対する案内を行います。	後期高齢者医療制度に対する理解向上 ①後期高齢者医療制度の適切な運営の継続をめざして、医療費支出額や保険料収納等の現状を被保険者に周知することにより、制度の理解向上を図ります。また、被保険者の個別状況を分析し、一人ひとりに対する案内を行います。
単位施策3 福祉医療制度の拡充 （保険医療課）	単位施策3 福祉医療制度の拡充 （保険医療課）
子ども医療費助成制度の拡充 ①子どもを育てやすい環境の充実をめざして、医療費の面から経済的負担を軽減するために、当町では独自の取組として中学生までの通院費・入院費に対する助成を行っていますが、この助成について引き続き実施していきます。	子ども医療費助成制度の拡充 ①子どもを育てやすい環境の充実をめざして、医療費の面から経済的負担を軽減するために、当町では独自の取組として18歳年度末までの通院費・入院費に対する助成を行っていますが、この助成について引き続き実施していきます。

分野2 教育・文化「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
2-1 学校教育	◇こどもたちが、楽しく安心して学校生活を過ごして、知性と感性を育み、心身ともに健康で人間性豊かに成長しています。 ◇こどもたちが国際化や情報化社会に対応した能力と資質を高めるとともに、社会の一員としての自覚を養っています。 ◇家庭・地域・学校が連携を深めて、こどもの就学の支援やこどもの見守り、地域での教育に取り組んでいます。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○こどもたちが未来を切り拓くことができるように、学校教育においては、確かな学力や豊かな心・健やかな体を育成することが求められます。 ○人・モノ・情報が国や地域の垣根を越えて自由に往来し世界規模で結びついている現代のグローバル社会において、自己を確立しつつ他者を受容し、多様なバックボーンや価値観を持つ人々を理解し尊重することができる国際性の豊かな人材を育成することが重要となっています。 ○AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等、先端技術の高度化が急速に進んでおり、学校教育においても、これらの先端技術が社会生活の隅々まで取り入れられた Society5.0 時代を生き抜くための質の高い ICT 教育を提供することが求められています。 ○建築後 40～50 年ほど経過している学校施設の老朽化対策や、こどもたちがより安全で快適な学校生活を送ることができる環境の整備が課題となっています。 ○少子化が進行し、こどもの数が減少を続けている状況にあって、今後も学校教育の質の水準を担保するため、教育に適正な規模の学校の在り方について議論を深めることが必要となっています。 ○給食業務の内容充実のため、運営方法を改善してきましたが、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育の推進を給食センターから発信することが必要です。 ○総合的な学習の時間などにおいて地域の協力を得てきましたが、こどもたちの視野を広め、学校運営を効果的に行うためには、地域との連携が必要になっています。 ○こどもたちの教育を受ける権利を守るために、特別な支援が必要なこどもや外国にルーツを持つこどもたちへの支援、学校や教室に

現状と課題【前期】⇒【後期】

行くことができないこどもたちの居場所づくり、様々な事情でこどもを就学させることが困難な家庭への支援など、誰一人取り残すことのない学びの保障が必要です。

○教員の過重労働問題に対応するため学校における働き方改革の必要性が高まっている現状において、教員の業務負担を軽減するとともに、少子化の進行により今後こどもの数が減少していくことを見据え、学校部活動の地域展開について関係機関と連携して検討を進めていくことが必要となっています。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
トイレの洋式化率 ※教育課調べ	%	R1	40	R6	70.9	45	60
学校教育（小中学校）や地域の教育環境の満足度 ※住民意識調査	%	H30	35.8	R6	31.2	37	40
毎日朝ご飯を食べている児童生徒 ※児童生徒の食生活についての調査	%	R1	87	R6	82.8	90	93

関連個別計画⇒【後期】

蟹江町教育大綱

単位施策【前期】 （教育課、給食センター）	単位施策【後期】
単位施策1 教育内容の充実 （教育課、給食センター）	単位施策1 教育内容の充実 （教育課、給食センター）
(1) 学校の教育力の向上 ①教育内容の質を高めるため、教育委員会による学校の点検・評価を進めて、教職員の研修を充実するとともに学校運営の改善に努めます。 ②グローバル化に対応するため、ネイティブスピーカーの講師による生きた英語でのコミュニケーションができる機会の提供など英語教育の強化を図ります。また、外国人住民・児童生徒とともに地域社会を築く多文化共生について学ぶ機会を提供します。 ③著しい情報化の進展に対応することができるよう、PC 及びタブレット端末を児童生徒に対し1人1台導入して、情報化教育の充実を図ります。 ④児童生徒がたくましく健やかに学校生活を過ごすことができるよう、きめ細やかな指導ができる教育環境の充実を図ります。また、障がいのある児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒の指導のために、スクールサポーターや日本語指導員の協力を得て支援体制の充実を図ります。	(1) 学校の教育力の向上 ①教育委員会による学校の点検・評価を進めて、教職員の研修を充実するとともに学校運営の改善に努めます。 ②国際性豊かな人材を育成するため、英語を母語とする講師による生きた英語でのコミュニケーションができる機会の提供など英語教育の強化を図ります。また、外国にルーツを持つ住民や子どもとともに地域社会を築く多文化共生について学ぶ機会を提供します。 ③1人1台端末を始めとした ICT ツールを効果的に活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正で個別最適な学び・協働的な学びを推進します。 ④蟹江の魅力ある歴史や文化を学び、先人の知恵や努力に触れることで、ふるさとかにえへの誇りや愛着を高めるため、副読本の活用を中心とした郷土教育を進めます。

単位施策【前期】 （教育課、給食センター）	単位施策【後期】
(2) 食育の推進 ①健康に配慮したバランスの取れた献立、アレルギーのある児童生徒に対応した給食を提供するとともに、海部地域をはじめとする愛知県産の食材の調達や農業者との交流を図ります。 ②食と健康づくりをはじめ、食品ロスの削減など、食育の幅広い内容について、栄養教諭による情報提供や食育講演会を通じて、保護者にも啓発を行います。	(2) 食育の推進 ①健康に配慮したバランスの取れた献立、アレルギーのある こども に対応した給食を提供するとともに、海部地域をはじめとする愛知県産の食材の調達や農業者との交流を図ります。 ②食と健康づくりをはじめ、食品ロスの削減など、食育の幅広い内容について、栄養教諭による情報提供や食育講演会、試食会、町ホームページを通じて、保護者にも啓発を行います。
単位施策2 教育環境の充実（教育課）	単位施策2 教育環境の充実（教育課）
教育環境の整備 ①郷土教育などを分かりやすく進めるための副読本の作成、情報化教育、英語教育などを強化するための機器等の充実を図ります。 ②児童生徒のための快適な教育環境を維持し、健康や環境面に配慮した施設整備の充実を図ります。また、質が高く効果が上がる教育を推進するために、学校規模の適正化について検討を進めます。	(1) 教育環境の整備 ①ICT ツールを効果的に活用してすべてのこどもたちに等しく質の高い教育を提供するため、機器の整備や通信ネットワークの強化のほか、支援員の配置や教員向け研修の実施など、ICT 設備と支援体制の充実を図ります。 ②快適な教育環境を維持し、健康や環境面に配慮した施設の整備を進めます。 ③特別な配慮が必要なこどもが快適に学校生活を送ることができるよう、必要な設備を整備します。 (2) 学校規模の適正化の検討 ①効果的で質の高い教育を推進するために、学校規模の適正化について検討を進めます。

単位施策【前期】 （教育課、給食センター）	単位施策【後期】
単位施策3 地域と連携した教育の向上（教育課）	単位施策3 誰一人取り残すことのない教育の推進（教育課）
(1) 地域の教育力の強化 ①総合的な学習の時間などにおいて、職場体験や休み期間中にも地域の中で学習できるよう、地域やボランティアの理解と協力の確保に向けて積極的に働きかけます。また、PTAを通じて、地域住民による学校運営への協力体制の充実に努めます。 (2) 包容性のある（インクルーシブ）教育の推進 ①障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた教育を進めるに当たり、保健・医療・福祉関係機関との連携を図りながら、特別支援教育の充実に努めます。 ②学校生活に適応するための指導施設「あいりす」において不登校児童生徒が学校生活に適応し、復帰できるよう指導を行います。また、全ての子どもたちが教育機会を得ることができるように、就学の支援を充実します。 ③外国にルーツを持つ児童生徒に対して、初期指導の充実に努めます。	(1) インクルーシブ教育の推進 ①障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を進めるに当たり、関係機関との連携を図りながら、スクールサポーターを配置するなど特別支援教育の充実に努めます。 ②外国にルーツを持つ子どもが不自由なく学校生活を送ることができるように、必要な知識を学ぶ機会の提供や、日本語習得の支援を行います。 (2) すべての子どもたちに等しく教育を受ける機会の提供 ①教育支援センターにおいて、学校や教室に行くことができない子どもに居場所を提供し、将来的に社会生活を送るうえで必要な力を身につけることができるよう、一人ひとりの成長発達を支援します。 ②1人1台端末を活用して、学校や教室にいなくても他の子どもたちと同じように授業を受けられるなど、すべての子どもたちに等しく教育を受ける機会を提供する体制を整えます。 ③子どもたちが学校や家庭で抱えている多種多様な問題を解決するため、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関と連携しながら、多角的にアプローチする支援体制の充実に努めます。

分野2 教育・文化「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
2-2 生涯学習	◇子どもから高齢者まで、生涯を通して自ら学ぶ機会を得ることができ、学びをサポートできる人づくりが進み、主体的な学習活動が盛んになっています。 ◇家庭や地域、学校や関係機関と連携して、さまざまな場面で多世代による生涯学習活動が行われ、地域への愛着が高まり文化が継承されています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○さまざまな学習プログラムが求められる中、体験や交流により参加者同士が学びを共有できる場や、学習成果を発表できる機会の提供が必要です。 ○高齢者の増加に伴う対応も必要ですが、若い世代の文化活動への参加や世代間の交流が少ないことが課題です。 ○団体・サークル活動の自立や支援、事業を支援するためのボランティアの確保等が必要になっています。 ○青少年を取り巻く環境の整備のため、生涯学習の一環として取り組みつつ、町が一体となって青少年を見守ることが必要です。 ○利用しやすい生涯学習施設の整備が求められていますが、中央公民館をはじめ、老朽化に伴う大小さまざまな不具合が生じており、適切な維持管理や長寿命化を図ることが必要です。 ○近隣に比べて人口に対する施設の数が少ないため、それを補うために公共施設を有効活用するだけでなく、民間施設の活用を促進することや、施設の情報を町民に分かりやすく提供することが必要です。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
生涯学習プログラムや施設の満足度 ※住民意識調査	%	H30	23.4	R6	20.9	25.9	28.4

関連個別計画⇒【後期】

単位施策【前期】 （生涯学習課）	単位施策【後期】 （生涯学習課）
単位施策1 生涯学習機会・推進体制の充実（生涯学習課）	単位施策1 生涯学習機会・推進体制の充実 （生涯学習課・教育課）
（1）生涯学習機会の充実 ①さまざまな世代を対象に各種生涯学習講座を実施するとともにその成果を発表する場を提供することで、家庭や地域、学校等と連携して世代間の交流を生み、学習成果を高めます。 ②町民が参加可能な生涯学習事業について、生涯学習ガイドや広報誌、町ホームページ等を活用して、充実した情報提供を行います。	（1）生涯学習機会の充実 ①学ぶだけでなく、その成果を広く発表、共有する生涯学習事業を実施することで、世代間の交流を図るとともに、学習成果を高めます。 ②町民が参加可能な生涯学習事業について、生涯学習ガイドや広報誌、町ホームページ等を活用して、充実した情報提供を行います。

単位施策【前期】 (生涯学習課)	単位施策【後期】 (生涯学習課)
(2) 生涯学習体制の充実 ①文化協会加盟団体など既存団体の活動の活性化を支援するとともに、グループ活動の自立を促し、自主的に学習活動ができる団体の充実を図ります。学習指導やその補助ができる人材を育成するとともに、その活躍の場を提供します。	(2) 生涯学習体制の充実 ①文化協会加盟団体など既存団体の活動の活性化を支援するとともに、グループ活動の自立を促し、自主的に学習活動ができる団体の充実を図ります。学習指導やその補助ができる人材を育成するとともに、その活躍の場を提供します。 (3) 部活動地域展開による生涯学習機会の充実 ①中学校部活動地域展開を進め、既存の種目に加え、部活動にない種目を取り入れることで、生徒が幅広い選択肢を持てるよう、活動の内容を充実させていきます。
単位施策2 生涯学習施設の充実 (生涯学習課)	単位施策2 生涯学習施設の充実 (生涯学習課)
(1) 生涯学習施設の整備 ①中央公民館、中央公民館分館、希望の丘広場等の生涯学習施設を適正に維持管理し、必要に応じて改修等を行うことで利便性の高い施設として整備します。 (2) 施設の有効活用 ①生涯学習施設を町民が気軽に利用できるように、利用案内や仕組みの改善を行います。民間の施設も含めた町内の既存の施設を生涯学習の場として活用できるよう調整を進めます。 ②地域公民館が生涯学習（社会教育）の拠点として利用しやすい施設となるように、地域公民館の整備を支援します。	(1) 生涯学習施設の整備 ①中央公民館、中央公民館分館、希望の丘広場等の生涯学習施設を適正に維持管理し、必要に応じて改修等を行うことで利便性の高い施設として整備します。 (2) 施設の有効活用 ①生涯学習施設を町民が気軽に利用できるように、利用案内や仕組みの改善を行います。民間の施設も含めた町内の既存の施設を生涯学習の場として活用できるよう調整を進めます。 ②地域公民館が生涯学習（社会教育）の拠点として利用しやすい施設となるように、地域公民館の整備を支援します。

分野2 教育・文化「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
2-3 歴史文化の継承	◇蟹江町に存在する歴史文化資源の発掘が進み町民が高い関心を持ち、みんなの財産として協力して保存継承に努めています。 ◇蟹江町の歴史文化資源についての情報発信や普及活動が行われ、生涯学習や観光、地域活性化に結び付いています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○当町にはユネスコ無形文化遺産にも登録された「須成祭」が継承されており、町民アンケートでも「須成祭」についての知名度は高くなっており、伝統文化への関心が高まっています。 ○住民意識調査において「文化財や古い街並みの保存」への満足度はわずかに低い結果となっていますが、団体アンケート等では祭人を中心に文化や町のことを知る機会が増えたという意見が見られます。 ○歴史民俗資料館において、地域の歴史文化についての講座や特別展等を実施しており、町内外の関心を持つ人が蟹江の歴史文化を学んでいます。 ○歴史文化資源を観光等に活用していこうという動きは活発になってきていますが、地域の中でどのように保存し、継承していくのかについては課題となっています。 ○歴史文化資源を保存し有効に活用するためには、文化財保存活用地域計画に沿って町民や関係機関と協力して推進していくことが必要です。 ○歴史文化資源の保存と活用のためには、情報提供を充実させ周知がなされるとともに、その継承と普及を行うための人材育成、その基盤を支える地域の活性化を図ることが必要です。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
文化財や古いまち並みの保存 ※住民意識調査	%	H30	27.5	R6	26.1	30	32.5
文化財を活用した事業への参加者数	人	R1	394	R5	340	440	480

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町文化財保存活用地域計画

単位施策【前期】 （生涯学習課、ふるさと振興課）	単位施策【後期】 （生涯学習課、ふるさと振興課）
単位施策1 歴史文化の継承（生涯学習課） 歴史文化資源の保存 ①町内にある史跡や古い建造物、史料等の歴史資料、祭りや年中行事、郷土料理等の伝統文化、郷土に縁がある偉人等についての情報を掘り起こし、調査研究を行い、発信することで、町民の歴史文化への意識を高めます。 ②歴史民俗資料館の収蔵資料の保全に努めるとともに、地域にある文化財について適切に管理ができるよう、国や県、関係機関と協力して補助や指導を行います。須成祭をはじめとする伝統文化の継承を支援し、次世代へつなげます。	単位施策1 歴史文化の継承（生涯学習課） 歴史文化資源の保存 ①町内にある史跡や古い建造物、史料等の歴史資料、祭りや年中行事、郷土料理等の伝統文化、郷土に縁がある偉人等についての情報を掘り起こし、調査研究を行い、 文書だけでなくデジタル技術を使用して記録に残し、それを広く 発信することで、町民の歴史文化への意識を高めます。 ②歴史民俗資料館の収蔵資料の保全に努めるとともに、地域にある文化財について適切に管理ができるよう、国や県、関係機関と協力して補助や指導を行います。須成祭をはじめとする伝統文化の継承を支援し、次世代へつなげます。

単位施策【前期】 （生涯学習課、ふるさと振興課）	単位施策【後期】 （生涯学習課、ふるさと振興課）
単位施策2 歴史文化資源の活用 （生涯学習課、ふるさと振興課）	単位施策2 歴史文化資源の活用 （生涯学習課、ふるさと振興課）
（1）歴史文化資源の普及・活用 ①地域の歴史史料を活用した「古文書を読む会」や現地で歴史文化を学ぶ「かにえ地域学」講座、「郷土体験学習会」等、資料館事業において教育普及活動を積極的に行い、歴史文化についての町民の理解を深めます。 （2）文化財の保存活用の推進 ①町内のさまざまな文化財資源について把握し、次世代への継承や災害からの保全、学習や観光、地域活性化等に生かすための計画書を作成し、文化財保存活用についての取組を強化します。 ②歴史民俗資料館の設備の充実を図るとともに学芸員の専門的知識を生かし、歴史文化資料を適切に保存・活用します。須成祭マイスター養成やガイドボランティアへの情報提供、文化財所有者や保護団体への指導等を行い、歴史文化を継承する人材を育成します。また、観光交流センター等の観光産業関係機関との連携を図り、活用につなげます。	（1）歴史文化資源の普及・活用 ①地域の歴史文化についての講座のほか、インターネットを活用した「おうちミュージアム」の運用などの教育普及活動を積極的に行い、歴史文化についての町民の理解を深めます。 （2）文化財の保存活用の推進 ①町内のさまざまな文化財資源について把握し、次世代への継承や災害からの保全、学習や観光、地域活性化等に生かすために策定した計画に基づき、文化財保存活用についての取組を強化します。 ②歴史民俗資料館の設備の充実を図るとともに学芸員の専門的知識を生かし、歴史文化資料を適切に保存・活用します。様々な世代が文化財に触れ、理解する取組を行うほか、文化財所有者や保護団体への指導等を行い、歴史文化を継承する人材を育成します。また、観光交流センター等の観光産業関係機関との連携を図り、周遊イベントやデジタルによる文化財の活用につなげます。

単位施策【前期】 （生涯学習課、ふるさと振興課）	単位施策【後期】 （生涯学習課、ふるさと振興課）
③歴史文化資源に関する情報を広く発信することで蟹江町の知名度を高めます。町内の文化財等が活用できるように、文化財資源の整備や資料提供等を行います。地域住民が伝統行事や文化財を通じて郷土に愛着や誇りを持つことを促し、文化財を生かした地域活性化のための活動を支援します。	③歴史文化資源に関する情報を広く発信することで蟹江町の知名度を高めます。町内の文化財等が活用できるように、文化財資源の整備や資料提供等を行います。地域住民が伝統行事や文化財を通じて郷土に愛着や誇りを持つことを促し、文化財を生かした地域活性化のための活動を支援します。

分野2 教育・文化「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
2-4 図書館	◇子どもたちが気軽に図書館を利用し、読書に親しみ、人生を豊かにする契機となっています。 ◇町民が図書館を通じて必要な最新の情報を得ることができ、生涯学習の場として幅広く活用しています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○図書館は、町民が読書に親しむ拠点であるとともに、情報を収集し提供する生涯学習の場、歴史や地域文化を伝える場として重要です。 ○施設面では、建設からすでに25年以上が経過しており、応急的に修繕対応するだけでなく、根本的な検査・調査を行い、施設や設備を継続的に整備していく必要があります。 ○図書館機器や図書館システムを活用し、学校の図書室と情報共有するなど、質の高いサービスを提供することが課題です。 ○図書館の運営については、厳しい行財政事情のなか、図書館資料の購入費用等の確保が厳しいため、長期的な展望のもとで資料を充実させることが必要です。 ○図書館のサービスとしては、これまで、図書の貸出しだけでなく、読み聞かせの実施や、講座・映画会・展示会等の開催、町民からの資料相談への対応など、さまざまな取組を進めてきました。 ○情報化社会が進展し、子どもの本離れなどが進む傾向にあるため、令和6年度には「蟹江町子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。子どもの読書活動を推進するとともに、町民が読書に親しみやすくなる読書環境をより充実させる必要があります。また、上記計画に基づいて、学校の図書室等との連携を進めていくことが課題です。 ○図書館が生涯学習に果たす役割としては、ニーズが多様化しているため最新の資料や情報の収集・提供、役立つ相談等に対応することが必要です。 ○快適な施設運営のためには、図書館利用のマナーを高めることや、高齢者・障がい者や外国人利用者の利用方法を検討することが必要です。

目標値							
基本成果指標	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
算出・目標値設定根拠		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
子どもの不読率（1か月間に本を1冊も読まない割合） ※図書館調べ	%	R1	小学生 12.9 中学生 12.1	R6	19.8 29.1	8以下 8以下	12.9以下 12.1以下
図書館の児童図書の蔵書冊数（12歳以下の子ども1人当たり） ※図書館調べ			10		18.3	10.3	10.5
インターネット検索件数 ※図書館調べ	件	R1	533,437	R5	799,825	550,000	565,000

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町子ども読書活動推進計画（第二次）

単位施策【前期】 （図書館・教育課・こども福祉課・こども家庭課・健康推進課）	単位施策【後期】
単位施策1 図書館事業の充実（図書館）	単位施策1 図書館事業の充実（図書館）
（1）蔵書・資料と施設の充実 ①利用者のニーズを把握するとともに、子ども読書活動の推進や当町の歴史文化の継承など限られた財源を有効に活用し、図書館資料の充実を図ります。	（1）蔵書・資料と施設の充実 ①利用者のニーズを把握するとともに、子ども読書活動の推進や当町の歴史文化の継承など限られた財源を有効に活用し、図書館資料の充実を図ります。

単位施策【前期】 （図書館・教育課・こども福祉課・こども家庭課・健康推進課）	単位施策【後期】
②図書館が開館して20年以上が経過するため、施設や図書館機器・システム等の点検・改善を進め、誰もが安心して快適に利用しやすい図書館をめざします。また、自動貸出・返却機の導入や、インターネットの利用環境の充実を図ります。 （2）読書に親しむことの支援 ①子ども読書活動推進計画に基づき、読書により子どもたちが人生をより深く生きる力を身に付け豊かな人間性を育むことができるように、子どもの読書環境の整備・充実を図ります。 ②講座や各種イベントの開催、ボランティアの協力による読み聞かせ等、町民が読書に親しむ機会を提供します。また、読書や生涯学習に関わる町民主体の催し等の開催場所としての利用促進を図ります。	②図書館が開館して25年以上が経過するため、施設や図書館機器・システム等の点検・改善を進め、誰もが安心して快適に利用しやすい図書館をめざします。また、自動貸出機の導入やインターネットの利用環境の充実を図ります。 （2）読書に親しむことの支援 ①子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちが、主体的に読書に取り組み、豊かな心を育むとともに、自ら考える力を身に付けられる読書環境の整備・充実を図ります。 ②講座や各種イベントの開催、ボランティアの協力による読み聞かせ等、町民が読書に親しむ機会を提供します。また、読書や生涯学習に関わる町民主体の催し等の開催場所としての利用促進を図ります。
単位施策2 生涯学習機能の充実（図書館）	単位施策2 生涯学習機能の充実（図書館）
生涯学習事業の充実 ①広域の公共図書館等との相互ネットワークでの情報共有をさらに進め、情報ネットワーク環境が充実することで、生涯学習機能や情報相談及び情報提供機能の強化を図ります。 ②町民の財産として、誰もがマナーを守り快適に図書館を利用することを促します。また、小学生の見学等の受入れを継続し、親しみやすい図書館としてのイメージアップを図ります。	生涯学習事業の充実 ①広域の公共図書館等との相互ネットワークでの情報共有をさらに進め、情報ネットワーク環境が充実することで、生涯学習機能や情報相談及び情報提供機能の強化を図ります。 ②町民の財産として、誰もがマナーを守り快適に図書館を利用することを促します。また、小学生の見学等の受入れを継続し、親しみやすい図書館としてのイメージアップを図ります。

分野2 教育・文化「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
2-5 生涯スポーツ	◇多くの町民が、生涯にわたって気軽にスポーツに親しんでおり、健康づくりに役立てたり生きがいを見出したりしています。 ◇スポーツ施設や設備の改善などにより、安全・快適にスポーツができる環境が整えられています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○町民の健康志向が高まる中、競技性の高いスポーツだけでなく、誰もが気軽に楽しめるスポーツの機会が求められているため、様々な種目を紹介または体験する場を提供することが必要です。 ○利用しやすいスポーツ施設が求められているため、各施設を適切に整備するとともに、積極的な情報発信を行う必要があります。 ○学校部活動の地域展開の方針が示された中で、幅広いスポーツ活動の選択肢を提供するため、スポーツ協会やスポーツ少年団等、各団体と連携・調整しスポーツ推進の体制を整える必要があります。 ○誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことを啓発するとともに、「生き生きかにえスポーツクラブ」やスポーツ団体の活動を一層活発にすることが必要です。 ○スポーツ施設利用のニーズが高まる一方で、利用できる施設には限りがあるため、学校体育施設を適切に利用しながら対応することが求められます。

目標値							
基本成果指標	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
算出・目標値設定根拠		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
スポーツ活動やスポーツ施設に関する満足度	%	H30	21.3	R6	19.1	23.8	26.3
※住民意識調査							
スポーツクラブへの登録者数	人	R1	411	R5	322	460	510

関連個別計画⇒【後期】

単位施策【前期】 （生涯学習課）	単位施策【後期】 （生涯学習課・教育課）
単位施策1 生涯スポーツの推進（生涯学習課）	単位施策1 生涯スポーツの推進（生涯学習課・教育課）
(1) スポーツの普及 ①町民がスポーツに魅力を感じて気軽にスポーツに親しむことができるよう、充実した情報の発信に取り組みます。多くの人がスポーツに参加できるよう、ニュースポーツを含めたさまざまな生涯スポーツの普及を図ります。	(1) スポーツの普及 ①町民がスポーツに魅力を感じて気軽にスポーツに親しむことができるよう、充実した情報の発信に取り組みます。 ②誰もが、いつでもどこでも気軽に楽しむことができるニュースポーツを取り入れた事業を実施するなど、生涯スポーツの普及を図ります。

単位施策【前期】 (生涯学習課)	単位施策【後期】 (生涯学習課・教育課)
(2) スポーツ環境の充実 ①スポーツ協会やスポーツ少年団とその加盟団体、スポーツ推進委員等の活動の活性化を促し、活躍の場を広げます。 ②「活き生きかにえスポーツクラブ」の活動に老若男女誰もが参加しやすいように、情報提供や活動の活性化を図り、町民の健康づくりや仲間づくりを促進します。また、スポーツクラブと学校、町が連携して事業を行うことで、活動内容の充実を図ります。	(2) スポーツ環境の充実 ①スポーツ協会やスポーツ少年団とその加盟団体、スポーツ推進委員等の活動の活性化を促し、活躍の場を広げます。 ②「活き生きかにえスポーツクラブ」の活動に誰もが参加しやすいように、情報発信や活動の活性化を図り、町民の健康づくりや仲間づくりを促進します。また、スポーツクラブと学校、町が連携して事業を行うことで、活動内容の充実を図ります。 (3) 中学校部活動地域展開によるスポーツ環境の整備 ①中学校部活動地域展開を進めていく中で、生徒たちが継続してスポーツ活動に親しむことができるよう、指導者の確保や体制の整備等、関係機関と連携し調整を進めます。
単位施策2 スポーツ施設の充実 (生涯学習課)	単位施策2 スポーツ施設の充実 (生涯学習課)
スポーツ施設の整備 ①体育館や体育館分館、各グラウンド等のスポーツの拠点となる施設を適切に整備するとともに設備の充実を図り、スポーツのしやすい環境を整えます。 ②学校等との連携を進め、小中学校の体育館やグラウンド等の既存の施設をスポーツ団体の活動の場として有効活用します。	スポーツ施設の整備 ①体育館や体育館分館、各グラウンド等のスポーツ施設を適切に整備するとともに設備の充実を図り、気軽にスポーツを楽しめる環境を整えます。 ②スポーツ施設を利用しやすくするため、インターネットを活用して利用状況の情報発信や予約案内ができるよう、環境整備に努めます。

単位施策【前期】 (生涯学習課)	単位施策【後期】 (生涯学習課・教育課)
	③学校等との連携を進め、小中学校の体育館やグラウンド等の既存の施設をスポーツ団体の活動の場として有効活用します。

分野3 環境・安全「住み続けられる」安全・安心なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
3-1 地域環境の保全	◇町内の河川・水路にきれいな水が流れ、多様な生物が生息し、自然と触れ合える環境が整う水郷のまちとしての魅力が高まっています。 ◇都市型公害や身近に迷惑を感じることが少ない過ごしやすいまちになり、町民一人ひとりが地域環境に対する意識を持ち、配慮した行動をとっています。 ◇町民の火葬需要に適切に対応できる施設が維持されています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○平成30年度に「蟹江川かわまちづくり計画」が国土交通省に登録されたことにより、かつての水郷の里としての景観の再生・整備を行っています。蟹江川の管理者である愛知県と連携し、取り組んでいく必要があります。 ○当町を流れる6本の河川は、「水郷の里」としての景観を特徴づけており、それぞれの河川の特長や沿川の状況を踏まえた安全に水辺空間を楽しめる環境に重点をおいた河川整備の必要があります。 ○河川の水質浄化については、排水機場につながる主要な幹線水路のへドロの^{しゅんせつ}浚渫や側溝内の堆積物の除去を行ってきました。しかし、限られた予算や期間で効果を上げるため、計画的な整備を進める必要があります。 ○毎年、蟹江川をきれいにする会の主催で町内一斉美化清掃に合わせた蟹江川清掃活動や河川パトロール・水質調査を実施し、活動状況等を町民に公表することで町民との協働による取組を広げることが求められています。 ○動植物の保護と外来種対策として、実態把握の調査や知識及びノウハウの会得が必要です。 ○町民の環境への関心を高めるため、毎年、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターで環境学習教室及びリユース品の提供を行っています。また、町内小学校の社会科学習で、施設見学も実施しています。今後も活動を継続するとともに、さらなる啓発が必要です。 ○環境美化指導員はじめ、地域住民の活動によりごみ置場は適正に管理されていますが、一部のマナー違反者によりごみが散乱した集積場が存在します。違反者のモラルの問題であり、解決は困難ですが、引き続き、根気強く啓発活動を継続していく必要があります。 ○雑草等の生活環境に関する管理については、「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき指導しており、関係機関と連携し、空き家対策と絡めて取り組んでいく必要があります。

現状と課題【前期】⇒【後期】

○町内斎苑については老朽化と効率的な施設利用のため舟入斎苑へ一本化し、持続可能な施設運用を図る必要があります。また、本町斎苑の跡地利用についても検討が必要です。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
汚水処理人口普及率	%	R1	87.15	R5	89.56	88.3	100

関連個別計画⇒【後期】

蟹江町斎苑再編基本計画

単位施策【前期】

（環境課、土木農政課）

単位施策1 自然との共生（環境課、土木農政課）

（1）水辺環境の保全・創出
①河川沿い等の親水空間を活用し、町民が安全に自然と触れ合える機会を提供し、水辺環境に対する関心を高め、「水郷の里」の魅力再生を図ります。
②町民や関係機関との協働により、河川や水路のごみやヘドロ等の堆積物除去の活動を進め、水質の浄化をめざします。また、公共

単位施策【後期】

単位施策1 自然との共生（環境課、土木農政課）

（1）水辺環境の保全・創出
①河川沿い等の親水空間を活用し、町民が安全に自然と触れ合える機会を提供し、水辺環境に対する関心を高め、「水郷の里」の魅力再生を図ります。
②町民や関係機関との協働により、河川や水路のごみやヘドロ等の堆積物除去の活動を進め、水質の浄化をめざします。また、公共

単位施策【前期】 （環境課、土木農政課）	単位施策【後期】
下水道の未整備地区においては、引き続き、合併処理浄化槽の普及を推進していきます。 (2) 生態系の保全 ①自然環境の保全や維持・浄化活動について啓発するとともに、町民と協働しながら町内の身近に生息する動植物の保全に取り組みます。また、動植物の生態系に影響を与える外来種を防除するため、外来種の実態把握に努め、必要に応じて、地域とともに駆除等に取り組みます。	下水道の未整備地区においては、引き続き、合併処理浄化槽の普及を推進します。 (2) 生態系の保全 ①自然環境の保全や維持・浄化活動について啓発するとともに、町民と協働で町内の身近に生息する動植物の保全に取り組みます。また、動植物の生態系に影響を与える外来種を防除するため、外来種の実態把握に努め、他市町村とノウハウの共有等連携を図り、必要に応じて、地域とともに駆除等に取り組みます。
単位施策2 生活環境の保全 （環境課）	単位施策2 生活環境の保全 （環境課）
(1) 環境に対する意識の高揚 ①子どもころから町民の環境に対する意識の高揚を図るため、小学校からの環境教育を支援するとともに、一般向けにもさまざまな環境に関する情報提供を進め、環境活動への参加を呼び掛けていきます。 ②身近な地域の生活環境を向上させるため、町民が主体となって進める地域清掃や環境美化活動を推進します。また、犬の散歩等におけるフンの処理について飼い主のマナーの向上を図るなど、環境美化に関する啓発活動等を行い、町民全体のモラル向上を図っていきます。 (2) 公害抑制・迷惑防止 ①主要幹線道路周辺をはじめ、町内各地において大気や騒音、振動	(1) 環境に対する意識の高揚 ①子どもころから町民の環境に対する意識の高揚を図るため、小学校からの環境教育を支援するとともに、一般向けにもさまざまな環境に関する情報提供を進め、環境活動への参加を促します。 ②身近な地域の生活環境を向上させるため、町民が主体となって進める地域清掃や環境美化活動を推進します。また、犬の散歩等におけるフンの処理について飼い主のマナーの向上を図るなど、環境美化に関する啓発活動等を行い、町民全体のモラル向上を図っていきます。 (2) 公害抑制・迷惑防止 ①主要幹線道路周辺をはじめ、町内各地において大気や騒音、振動

単位施策【前期】 （環境課、土木農政課）	単位施策【後期】
等の測定を関係機関とともに随時行い、公害の発生を監視します。また、工場や事業所等に対して、環境基準の順守を働きかけます。 ②関係機関と連携して、雑草処理など空き家や遊休地の適正な管理や野焼きの禁止を指導するなど、迷惑行為防止に努め、身近な生活環境の向上を図ります。また、道路脇や空き地等への不法投棄を防ぐ対策を検討します。	等の測定を関係機関とともに随時行い、公害の発生を監視します。また、工場や事業所等に対して、環境基準の順守を働きかけます。 ②関係機関と連携して、雑草処理など空き家や遊休地の適正な管理や野焼きの禁止を指導するなど、迷惑行為防止に努め、身近な生活環境の向上を図ります。また、道路脇や空き地等への不法投棄を防ぐ対策を講じます。 ③地域住民、ボランティア等が行う動物の適正な飼養管理に関する取組を支援します。
単位施策3 斎苑 （環境課）	単位施策3 斎苑 （環境課）
斎苑の確保 ①支障なく火葬業務を遂行するため、斎苑施設の老朽化に対応し、適切に修繕や保守点検を継続します。また、将来の火葬需要に安定して対応できるよう、大規模改修による長寿命化や周辺環境対策を考慮した再整備案を検討します。	斎苑の確保 ①町内斎苑の老朽化と効率的な施設利用のため舟入斎苑へ一本化し、舟入斎苑を再整備して持続可能な施設運用を図ります。また、本町斎苑の跡地利用についても検討します。

分野3 環境・安全「住み続けられる」安全・安心なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
3-2 循環型社会の形成	◇町民・事業者・行政が担い手となり、3Rによる資源循環型の地域社会が形成されており、家庭や事業所から排出されるごみが適切に処理されるとともに、資源として有効利用されています。 ◇再生可能エネルギーが普及し、温室効果ガスの排出が低い水準にとどまっており、町民、事業者、行政が地球にやさしい行動をとり、環境負荷の少ない地域社会になっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○ごみ分別手引きや家庭ごみ収集カレンダーの全戸配布、ごみ分別アプリの多言語化対応を行うことで従来住む人たちだけでなく、増加傾向にある外国人にも、ごみの削減及び3R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発を行い、さらなる排出量の削減と再資源化に取り組んでいく必要があります。 ○海部地区4市2町1村で海部地区環境事務組合を構成し、ごみ処理を行っています。また、毎年、前年度のごみ排出量等に応じ、負担金を支出し、施設の維持管理等を行っています。施設の損傷に繋がる廃棄物については適切な処理方法の啓発を行い、施設の維持管理等に寄与するとともに、今後も継続して取り組んでいく必要があります。 ○環境負荷を低減していくためには、再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーや食品ロス削減等、一人一人が環境に配慮した行動を実践する必要があります。 ○当町では、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、庁内でさまざまな地球温暖化対策に取り組んでいます。今後は県下同様の削減目標のもと区域施策編の策定が必要になり、町民の協力を得ながらの地域における温暖化防止の取組が求められます。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
家庭ごみ収集量	t	H30	7,397	R5	6,679	7,250	7,100
資源収集量	t	H30	1,065	R5	921	1,080	1,100

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町一般廃棄物処理計画 第3次蟹江町地球温暖化対策実行計画

単位施策【前期】 （環境課）	単位施策【後期】
単位施策1 ごみの減量化と再資源化の推進（環境課）	単位施策1 ごみの減量化と再資源化の推進（環境課）
(1) ごみの排出量抑制・適正処理 ①ごみの削減をはじめとした3Rの取組について、パンフレットを作成したり、町の広報誌や町ホームページ等を活用し、意識啓発に努めます。各家庭においてごみを正しく分別し、資源化を進め、ごみの排出量を削減します。ごみアプリの導入やごみ収集カレンダーの多言語化を行い、誰もがごみの減量化に取り組めるよう支援していきます。また、事業者が事業系ごみの減量化と資源化を図り、適切に処理するよう、商工会等を通じて働きかけます。	(1) ごみの排出量抑制・適正処理 ①ごみの削減の意識啓発、特に外国人の増加に対応するため、多言語化対応を進め、ごみの適切な排出に資するよう努めます。また、事業者に対して、事業系ごみの減量化と資源化を図り、適切に処理するよう働きかけます。

単位施策【前期】 (環境課)	単位施策【後期】
(2) 再資源化の推進 ①町内各地域で行っている月1回の資源回収及び、毎日資源物を持ち込める2か所のエコステーションの運用により、積極的な資源物の回収に引き続き取り組みます。また、町民により実施されている資源回収活動や生ごみの自家処理等について、継続して支援を行います。 (3) 海部地区環境事務組合との連携 ①海部地区4市2町1村で構成する海部地区環境事務組合と連携して、ごみ処理を行うとともに、焼却場や処分場の適切な維持管理を働きかけ、ごみの適正処理を担保します。	(2) 再資源化の推進 ①町内各地域で行っている月1回の資源回収及び、毎日資源物を持ち込める2か所のエコステーションをより利用しやすくするための取組を検討していきます。また、町民により実施されている資源回収活動や生ごみの自家処理等について、継続して支援を行います。 (3) 海部地区環境事務組合との連携 ①海部地区4市2町1村で構成する海部地区環境事務組合と連携して、ごみ処理を行うとともに、施設火災を未然に防ぐため、分別の周知徹底を行い、焼却場や処分場の適切な維持管理に寄与し、ごみの適正処理を担保します。
単位施策2 地球温暖化対策 (環境課)	単位施策2 地球温暖化対策 (環境課)
地球温暖化防止に向けた取組 ①家庭や事業者を対象に、地球温室効果ガスを削減するための省資源化や省エネ、再生可能エネルギーの活用等に関する情報を提供し、住宅用太陽光発電施設導入促進費補助等の支援を継続していきます。また、環境にやさしい取組を実施する際に積極的な支援を検討します。 ②町民や事業者と連携して低炭素社会を形成するため、町が率先して温室効果ガス削減に取り組み、目標達成を図るとともに、「あ	地球温暖化防止に向けた取組 ①地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電施設を導入する方への支援を継続実施することで、再生可能エネルギー等の導入による、環境に配慮した低炭素社会の実現を目指します。 ②町民や事業者と連携して低炭素社会を形成するため、町が率先して温室効果ガス削減に取り組み、目標達成を図るとともに、「あ

単位施策【前期】 （環境課）	単位施策【後期】
いち地球温暖化防止戦略 2030」で定めた削減目標を元に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、町民と協力した地域における取組を検討します。	いち地球温暖化防止戦略 2030」で定めた削減目標を元に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、町民と協力した地域における取組を検討します。

分野3 環境・安全「住み続けられる」安全・安心なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
3-3 上・下水道	◇いつでもどこでも、安心しておいしく飲める水が供給されています。 ◇自然災害による被害を最小限にとどめ、被災した場合にも迅速に復旧できます。 ◇厳しい経営環境になっても、健全で安定した事業運営が持続できます。 ◇公共下水道が整備され、衛生的な生活環境が整っています。 ◇公共下水道による生活雑排水処理が行われ、きれいな水が河川や水路に流れています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○水道普及率は当町では100%、全国で98.3%（令和4年度末）となっており、給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備の時代から、既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化しています。 ○巨大地震等大規模災害による断水は水道利用者の日常生活の停止につながることから、水道施設の耐震化等の備えが求められます。 ○水道施設の老朽化は、水道水の汚染や断水事故の原因にもなるので、施設を健全な状態で維持することが求められます。 ○下水道事業は、事業期間が長期にわたり、事業費がかさむことから、町民の理解と財源の確保が課題となっています。 ○町民アンケートによる「下水道整備に関する満足度」を前回調査と比較すると、満足度は3.9ポイント上昇の28.3%になりましたが、下水道整備に関する満足度のさらなる向上が課題となっています。 ○当町における下水道は、日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業基本計画に基づいて、市街化調整区域を含めて整備を進める予定ですが、将来的な人口減少を鑑み、下水道整備計画区域の見直しが課題となっています。 ○平成21年度末から、一部の区域で下水道が供用されましたが、今後は整備の進捗に応じて、各世帯の下水道への接続率の向上が課題となります。 ○下水道区域として整備されるまで、合併処理浄化槽による生活雑排水処理を普及させることとなりますが、接続するまでの間、浄化槽の適正な維持管理が求められます。 ○家庭や工場等の生活雑排水の浄化を図るため、町民や事業者に対して生活排水に関する意識啓発を進めることが課題となっています。 ○給水人口の減少や節水機器の普及等により、料金収入の増加が見込めないなかで、水道施設の耐震化や、老朽化した施設の更新に必要な財源の確保が課題となっています。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
経常収支比率（上水道） ※地方公営企業決算状況調査（経営比較分析表）	%	H30	108.55	R5	107.38	110	110
下水道整備に関する満足度 ※住民意識調査	%	H30	24.4	R6	28.3	27	30
公共下水道普及率（人口） ※汚水処理人口の普及状況に係る調査 蟹江町 汚水適正処理構想	%	H30	54	R5	69.8	79.8	98.7
公共下水道接続率	%	H30	69.4	R5	67.7	70	70

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町水道事業ビジョン 日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業基本計画 蟹江町汚水適正処理構想 蟹江町汚水適正処理構想アクションプラン 日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業計画

単位施策【前期】 （水道課、下水道課、土木農政課、環境課）	単位施策【後期】
単位施策1 上水道（水道課）	単位施策1 上水道（水道課）
安全な水の供給 ①いつでも安全でおいしい水が飲め、安心して利用できる水道をめざし、老朽化している水道施設・配水管を計画的に更新・維持管理し、水質管理を適正に行います。 ②発生が予測されている巨大地震等の災害時でも被害を最小限にとどめ、速やかな復旧が図れるよう、水道施設・配水管の耐震化の推進や災害発生後の対応について事前準備を進めます。	安全な水の供給 ①いつでも安全でおいしい水が飲め、安心して利用できる水道をめざし、老朽化している水道施設・配水管を計画的に更新・維持管理し、水質管理を適正に行います。 ②発生が予測されている巨大地震等の災害時でも被害を最小限にとどめ、速やかな復旧が図れるよう、水道施設・配水管の耐震化の推進や災害発生後の対応について事前準備を進めます。
単位施策2 下水道・生活雑排水処理 （下水道課、土木農政課）	単位施策2 下水道・生活雑排水処理 （下水道課、土木農政課）
（1）公共下水道の整備 ①下水道普及率を高め、より衛生的な生活環境を整えるため、日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業基本計画に沿った下水道整備を計画的に推進します。 ②一部供用が開始された地域や今後下水道整備が進み供用される地域に住む町民に対し、下水道接続についての意義・必要性、受益者負担の考え方等の理解を促し、下水道接続率の向上を図ります。	（1）公共下水道の整備 ①下水道普及率を高め、より衛生的な生活環境を整えるため、日光川下流流域関連蟹江町公共下水道事業基本計画に沿った下水道整備を計画的に推進します。 ②一部供用が開始された地域や今後下水道整備が進み供用される地域に住む町民に対し、下水道接続についての意義・必要性、受益者負担の考え方等の理解を促し、下水道接続率の向上を図ります。

単位施策【前期】 （水道課、下水道課、土木農政課、環境課）	単位施策【後期】
(2) 生活雑排水の処理 ①各家庭における日常的な生活排水の浄化に向けたチラシや広報誌等を活用して取組のPR等を推進します。 ②公共下水道の未整備地区については、用排水路の水質保全のため、地域や事業者と連携して、用排水路の清掃を進めるとともに、計画的に適切な維持管理を行います。	(2) 生活雑排水の処理 ①各家庭における日常的な生活排水の浄化に向けたチラシや広報誌等を活用して取組のPR等を推進します。 ②公共下水道の未整備地区については、用排水路の水質保全のため、地域や事業者と連携して、用排水路の清掃を進めるとともに、計画的に適切な維持管理を行います。
単位施策3 健全な事業運営（水道課、下水道課）	単位施策3 健全な事業運営（水道課、下水道課）
(1) 持続可能な水道の維持 ①給水量の減少や施設の老朽更新など経営に厳しい環境になっても、健全で安定した事業運営が持続可能な水道をめざし、老朽化施設の更新、健全な経営の継続を図ります。 (2) 下水道の持続的な運営管理 ①安心して快適な下水道事業を継続的に維持するために、適正な使用料を徴収することで経営基盤の強化・確立を図ります。また、排水施設・排水管を計画的に点検・改修することで、排水機能を維持するとともに、低コスト技術導入によるライフサイクルコストの低減やスピードアップを継続し、町民の負担軽減に取り組みます。また、事務の効率化を進めるとともに、職員間の技術の継承に努めます。	(1) 持続可能な水道の維持 ①給水量の減少や水道施設の老朽化など厳しい経営環境の中にあっても、計画的に水道施設の更新を進めながら健全で安定した事業運営に努めます。 (2) 下水道の持続的な運営管理 ①将来にわたって安定的な下水道事業の継続を維持するために、適正な使用料を徴収することで経営基盤の強化・確立を図ります。また、排水施設を計画的かつ効率的に点検・改修することで、排水機能を維持するとともに、低コスト技術導入によるライフサイクルコストの低減やスピードアップを継続し、町民の負担軽減に取り組みます。また、事務の効率化を進めるとともに、職員間の技術の継承に努めます。

分野3 環境・安全「住み続けられる」安全・安心なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
3-4 消防・救急	◇消防本部や消防団による消防・救急体制が整っており、安心して暮らせるまちになっています。 ◇町民一人ひとりが火災予防に心掛け、火災発生件数が減少しています。 ◇適切に救急車が利用され、緊急時に迅速な救急活動が可能になっています。 ◇行政・民間事業所・町民が一体となって災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○当町の消防体制は、常備消防機関の蟹江町消防本部と非常備消防機関の消防団8個分団で組織されています。消防車両・資機材の計画的な更新や災害に備えた人員及び消防水利の確保等が課題となっています。 ○消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、消防の広域化及び連携・協力の実現が課題となっており、消防広域化に向けた研究を令和6年から開始しています。 ○緊急通報に対応する消防指令業務の強化を図るため、令和7年度から名古屋市を含む8消防本部で指令の共同運用を開始しています。大規模災害時にも対応できる運用が求められます。 ○当町における火災は令和5年で5件発生しています。当町、全国ともに発生件数は減少傾向にあります。全国の出火率（人口1万人当たりの出火件数）より低い水準を継続するよう、火災予防と初期消火の充実が求められます。 ○町民の火災予防に対する意識を高めるとともに、住宅用火災警報器の設置や消火器具等の適正活用により、火災の発生及び被害の軽減についての啓発を継続することが必要です。 ○救急出動件数は令和5年で2,159件となっています。当町、全国ともに出動件数は増加傾向にあります。救命率を高めるため、救急救命士の養成や救急体制の整備、受け入れ医療機関との円滑な連携等が課題となっています。また、適切な救急車の利用を啓発することも課題です。 ○早急な処置が必要な心臓の症状に有効なAED（自動体外式除細動器）について、設置個所を増やす一方で、講習会等により必要な時に町民が使えるようにすることが求められます。 ○各地域の防災力・消防力を高めるため、「自らの地域は自ら守る」の精神に基づいた、消防団の充実が求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
町内火災発生件数 ※消防署調べ（年中）	件	R1	9	R5	5	8	7
町内救急出動件数 ※消防署調べ（年中）	件	R1	1,805	R5	2,159	1,715	1,630 →1,800
消防団員確保人員（定数197人） ※消防本部調べ（年度）	人	R1	197	R5	197	197	197

関連個別計画⇒【後期】

蟹江町消防計画

単位施策【前期】 （消防本部・消防署、安心安全課）	単位施策【後期】
単位施策1 消防・救急 （消防本部・消防署）	単位施策1 消防・救急 （消防本部・消防署）
消防力の向上 ①各種車両・資機材の整備更新や救急救命士の養成を計画的に進めます。また、火災時や大規模地震の際に、町内全地域で消防水利が確保できるよう、消火栓や耐震性の高い防火水槽を適切に設置します。さらに、海部地方消防指令センターの更新に伴い、災害の覚知から出動に至る一連の業務が一層確実にかつ素早い応援体制を図ります。いつ発生するのか分からない広範囲にわたる感染症等に対応するため、消防相互の応援体制を整えるとともに、必要な資機材の整備を進めます。 ②現場体制の効率的な人員配置をすることにより初動体制を充実させ、複雑多様化する災害への対応を図ります。住民サービスを向上させるため、周辺市町村の消防と広域化及び連携・協力について検討を進めます。また、救急時の受け入れ医療機関との円滑な連携を図ります。	消防力の向上 ① 各種車両・資機材の整備更新や救急救命士の養成を計画的に進めるとともに、火災時や大規模地震の際に、町内全地域で消防水利が確保できるよう、消火栓や耐震性の高い防火水槽を適切に設置します。また、防災指令センターを共同運用している名古屋市を含む8消防本部で、消防救急デジタル無線の共同整備を進め通信体制の強化を図ります。さらに集中豪雨や南海トラフ地震等の大規模自然災害や新たな感染症の拡大に対応するため、消防相互の応援体制を強化するとともに、必要な資機材の整備を進めます。 ② 現場体制の効率的な人員配置をすることにより初動体制を充実させ、複雑多様化する災害への対応を図ります。住民サービスを向上させるため、周辺市町村の消防と広域化及び連携・協力について検討を進めます。また、救急時の受け入れ医療機関との円滑な連携を図るとともに、救急車適正利用の啓発活動に取り組みます。
単位施策2 地域消防活動の推進 （消防本部・消防署）	単位施策2 地域消防活動の推進 （消防本部・消防署）
地域消防活動の推進 ①消防団の機能を強化するため、資機材の整備及び団員の確保に向け、積極的なPRを行います。また、状況の変化に応じて消防団の編成や女性による消防団活動の方策を検討します。	地域消防活動の推進 ① 消防団の機能を強化するため、資機材の整備及び団員の確保と維持に向け、積極的なPRを行います。また、状況の変化に応じて消防団の編成や女性による消防団活動の方策を検討します。

単位施策【前期】 （消防本部・消防署、安心安全課）	単位施策【後期】
②町民の防火に対する意識を高めるため、子どもから高齢者までそれぞれの対象に応じた啓発活動を行います。住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理、緊急時以外の救急通報の自粛等と呼び掛けます。また、AEDの使用方法を普及させるとともに、設置個所の拡充に努めます。さらに、災害発生時等に町民による初期消火や応急手当が可能となるよう、防災訓練などへの参加を推奨し、消防・救急に対する技術の向上を図ります。昼間・夜間を問わず、いつ発生するか分からない大規模災害に備え、自助力及び共助力の向上が求められるため、若い世代に訓練等への参加と呼び掛け、地域消防活動の能力向上に努めます。	②町民の防火に対する意識を高めるため、子どもから高齢者までそれぞれの対象に応じた啓発活動を行います。住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理、緊急時以外の救急通報の自粛等と呼び掛けます。また、AEDの使用方法を普及させるとともに、設置個所の拡充に努めます。さらに、災害発生時等に町民による初期消火や応急手当が可能となるよう、防災訓練などへの参加を推奨し、消防・救急に対する技術の向上を図ります。昼間・夜間を問わず、いつ発生するか分からない大規模災害に備え、自助力及び共助力の向上が求められるため、若い世代に訓練等への参加と呼び掛け、地域消防活動の能力向上に努めます。

分野3 環境・安全「住み続けられる」安全・安心なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
3-5 防災・危機管理	◇町民一人ひとりが災害に備えた準備をしており、自主防災組織・防災訓練にも積極的に参画しています。 ◇地震や風水害等の災害に対する自助・共助・公助による防災の取組がより一層図られ、安心して暮らせるまちになっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○町内全域が海拔ゼロメートル以下であり、水害のリスクと常に隣合せの状況です。 ○発生が危惧されている南海トラフ巨大地震においては、「津波災害警戒区域」に町全域が指定されており、災害に対する備えの強化や町民の防災意識の向上は、最重要課題の1つとなっています。 ○町民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、災害への備えや発生時の避難行動等の周知を徹底することが必要です。 ○全町内会に自主防災組織が設置されていますが、防災資機材の整備や訓練の充実等による地域の防災力の向上が求められます。 ○地域が自主的に避難所を運営できる体制の構築に取り組む必要があります。また、自力で避難が困難な方の支援体制の構築にも取り組んでいく必要があります。 ○減災対策として、住宅の耐震化や家具転倒防止の取組を推進することが必要です。 ○蟹江町地域防災計画に基づき、町内の災害対応能力を高めるとともに、公共施設等が避難所としての機能を向上する必要があります。 ○災害支援協定締結業者と災害時の対応について検討が必要です。 ○国民保護法に基づく武力攻撃事態や感染症対策等、新たな危機管理体制の構築が求められます。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
防災施策における住民満足度 ※住民意識調査	%	H30	24	R5	24.6	33	40
地域防災訓練等における住民参加率 ※蟹江町地域防災訓練町内会報告書	%	R1	7.8	R5	5.9	9	10
木造住宅の耐震化率 ※蟹江町耐震改修促進計画	%	R2	66	R5	76.8	92.4	概ね解消

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町地域防災計画 蟹江町国民保護計画 蟹江町耐震改修促進計画 蟹江町国土強靱化地域計画 蟹江町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

単位施策【前期】 (安心安全課、まちづくり推進課、健康推進課、土木農政課、 消防本部・消防署、住民課)	単位施策【後期】
単位施策1 防災 (安心安全課、まちづくり推進課)	単位施策1 防災 (安心安全課、まちづくり推進課)
(1) 町民・地域における防災力の向上 ①災害への対応は行政だけでは困難であり、町民一人ひとりが災害に対する関心を高め、防災力の向上に取り組んでいく必要があります。このため、広報誌での啓発、防災学習の開催、洪水ハザードマップや防災マップの作成・配布等、さまざまな機会を捉え、幅広い年代の町民に情報提供を行い、町民・事業者・行政が協働で取り組んでいきます。 ②地域の防災力を高めるため、自主防災組織が開催する防災に関する講座や避難訓練を促すとともに、地域の自主防災組織による防災資機材の整備を支援し、地域防災力の能力向上をめざします。また、発災時の町民同士の協力体制を構築するために、災害時要配慮者の訓練参加を促進します。 (2) 災害に備えたまちづくりの推進 ①避難所となる公共施設等の防災資機材の整備を進めることで、避難所における良好な生活環境の確保を図ります。また、地域が自主的に避難所を運営できるよう支援します。	(1) 町民・地域における防災力の向上 ①災害への対応は行政だけでは困難であり、町民一人ひとりが災害に対する関心を高め、防災力の向上に取り組んでいく必要があります。このため、広報誌での啓発、防災学習の開催、学校への出前講座の開催、各種ハザードマップの配布やマイタイムライン等、さまざまな機会を捉え、幅広い年代の町民に情報提供を行い、町民・事業者・行政が協働で取り組みます。 ②地域の防災力を高めるため、自主防災組織が開催する防災に関する講座や避難訓練を促すとともに、地域の自主防災組織による防災資機材の整備を支援し、地域防災力の能力向上をめざします。また、発災時の町民同士の協力体制を構築するために、女性や要配慮者の訓練参加を促進します。 (2) 災害に備えたまちづくりの推進 ①避難所となる公共施設等の防災資機材の整備を進め、避難所における良好な生活環境の確保を図ります。地域が自主的に避難所運営できるよう地域防災訓練等で意識の向上を図ります。また、防災DXを推進し、デジタル技術を活用することで防災力向上を図ります。

単位施策【前期】 （安心安全課、まちづくり推進課、健康推進課、土木農政課、 消防本部・消防署、住民課）	単位施策【後期】
②災害時において町民への情報伝達の有効な手段である防災行政無線が正常に機能するよう、維持管理するとともに、町ホームページ、携帯電話・スマートフォンへのメール配信等、時代や環境の変化に合わせた情報伝達手段の拡張など、情報伝達能力の強化をめざします。 ③木造住宅の耐震化にかかる費用負担の軽減を支援するとともに、耐震化の普及・啓発の促進に取り組みます。	②災害時において町民への情報伝達の有効な手段である防災行政無線が正常に機能するよう、維持管理するとともに、町ホームページ等、時代や環境の変化に合わせた情報伝達手段の拡張など、情報伝達能力の強化をめざします。 ③木造住宅の耐震化にかかる費用負担の軽減を支援するとともに、耐震化の普及・啓発の促進に取り組みます。 ④国土強靱化を推進するために、各分野との関係者における推進・検討体制等と連携を図っていきます。
単位施策2 防災・危機管理体制の強化（安心安全課、健康推進課）	単位施策2 防災・危機管理体制の強化（安心安全課）
(1) 防災体制・能力の向上 ①災害発生時の被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の設置訓練や各部署の対応能力を高めるなど庁内における防災体制・能力の向上を図ります。また、災害時の災害対策本部と自主防災組織及び民間事業所等との協力体制を強化し、災害時における各種支援の仕組みを構築します。	(1) 防災体制・能力の向上 ①災害発生時に迅速・的確な対応をとれるように、災害対策本部の設置訓練や各部署の対応能力を高めるなど庁内における防災体制・能力の向上を図ります。また、災害時の災害対策本部と自主防災組織及び民間事業所等との協力体制を強化し、災害時における各種支援の仕組みを構築します。 ②広域連携については、平時からの交流に加え相互信頼の醸成に努め、いざという時の円滑な避難・受け入れができる態勢づくりをしていきます。

単位施策【前期】 （安心安全課、まちづくり推進課、健康推進課、土木農政課、 消防本部・消防署、住民課）	単位施策【後期】
（2）危機管理体制の強化 ①国民保護法に基づく武力攻撃事態、感染症等から町民の生命や財産を守るため、国民保護措置が速やかに行えるよう、庁内体制の整備及び関係機関との連携強化に努めます。	（2）危機管理体制の強化 ①国民保護法に基づく武力攻撃事態、感染症等から町民の生命や財産を守るため、国民保護措置が速やかに行えるよう、庁内体制の整備及び関係機関との連携強化に努めます。

分野3 環境・安全「住み続けられる」安全・安心なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
3-6 防犯・交通安全	◇町民が犯罪や交通事故等に遭いにくい、安全・安心な環境が保たれています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○町民の治安への関心は高く、侵入盗や自転車盗の犯罪も多く発生していますが、特に最近は特殊詐欺や、闇バイトの犯罪が増加傾向にあります。今後も引き続き、町民の防犯意識を向上させていくために、警察と連携して啓発活動や防犯教室を開催していきます。 ○交通事故件数は減少傾向ではありますが、当町では年間140件ほど発生しています。 ○関係機関と連携しながら、交通安全に関する町民の意識を高め、交通マナーの向上を図っていく必要があります。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
街頭犯罪発生件数 ※犯罪認知状況（蟹江警察署）	件	R1	171	R5	249	160	150
交通事故件数 ※愛知県の交通事故発生状況（県警）	件	R1	196	R5	135	180	140
交通死亡事故発生件数 ※愛知県の交通事故発生状況（県警）	件	R1	0	R5	0	0を守る	0を守る

2025（R7）の目標値は変更不可

関連個別計画⇒【後期】

単位施策【前期】 （安心安全課、土木農政課）	単位施策【後期】
単位施策1 防犯活動の推進（安心安全課） (1) 地域の防犯意識の向上 ①「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、地域で自主的に防犯活動する団体に対して活動費用を助成するほか、警察や防犯協会、防犯ステーション等関係機関と連携したパトロール・啓発活動を実施することにより、地域の防犯力向上を図ります。	単位施策1 防犯活動の推進（安心安全課） (1) 地域の防犯意識の向上 ①「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えのもと、地域で自主的に防犯活動する団体に対して活動費用を助成するほか、警察や防犯協会等関係機関と連携した、啓発活動や防犯教室を実施し、地域の防犯力向上を図ります。

単位施策【前期】 （安心安全課、土木農政課）	単位施策【後期】
(2) 防犯環境の整備 ①地域の安全において、町民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりをめざし、LED 防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備を計画的に整備していきます。	(2) 防犯環境の整備 ①地域の安全において、町民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりをめざし、LED 防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備を整備し、犯罪抑止の向上を図ります。 近年多発している特殊詐欺や闇バイトへの対策として警察と連携し、啓発活動を実施します。
単位施策2 交通安全対策の推進 （安心安全課、土木農政課）	単位施策2 交通安全対策の推進 （安心安全課、土木農政課）
(1) 交通安全に関する啓発等の推進 ①交通安全意識の向上のため、警察・交通安全推進協議会など関係機関との連携のもと、交通指導員と協力して交通安全啓発活動を実施していきます。 ②交通事故防止のため、警察・交通指導員の交通指導のもと、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育を実施していきます。 (2) 交通安全施設の整備 ①歩行者や車両等が安全に通行できるよう、道路のカラー舗装や街路灯、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の設置など適正な維持管理に努めます。特に危険な個所については、地域との協議を行い、地域の実情に応じて計画的な整備を進めます。	(1) 交通安全に関する啓発等の推進 ①交通安全意識の向上のため、警察・交通安全推進協議会など関係機関との連携のもと、交通指導員と協力して交通安全啓発活動を実施します。 ②交通事故防止のため、警察・交通指導員の交通指導のもと、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育を実施し、交通安全意識の向上を図ります。 (2) 交通安全施設の整備 ①歩行者や車両等が安全に通行できるよう、道路のカラー舗装や街路灯、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の設置など適正な維持管理に努めます。特に危険な個所については、地域との協議を行い、地域の実情に応じて計画的な整備を進めます。

分野4 都市基盤・産業「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
4-1 道路	◇幹線道路が整備され、円滑な移動による暮らしやすい道路交通環境が形成されています。 ◇歩行者にも安心して安全に利用できる生活道路が整い、歩いて暮らしやすいまちになっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○幹線道路はまちの骨格を形成するとともに、町内外を結ぶ連携と交流の軸として、円滑な交通・物流に欠かせない役割を果たしています。 ○整備済みの都市計画道路は県道等の幹線道路が中心であり、整備率は約60%にとどまっていることから、道路ネットワークの充足や安全性確保のため計画的な幹線道路の整備が求められます。 ○主要幹線道路として、東名阪自動車道、国道1号、西尾張中央道があり、国道1号では改良が進められていますが、一部路線における慢性的な渋滞の解消が課題となっています。 ○当町が整備を進めている幹線道路については、地元との合意形成や膨大な事業費の確保等の課題があります。 ○未整備の都市計画道路について、令和3年度に必要性などを再検証した結果、都市計画道路の一部を廃止しました。引き続き、社会経済状況の変化等を考慮し、路線によって変更・廃止など計画の見直しを図ることが求められます。 ○歩行者の安全を確保するため、狭あい道路の拡幅や歩道整備を進めることが求められます。 ○定期的に行う路面性状調査や橋梁点検の結果を踏まえ、適正な道路・橋梁の維持管理が求められます。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
都市計画道路の改良済延長	km	H30	13.68	R6	13.76	13.82	14.46
※蟹江町総合交通戦略							

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町都市計画マスタープラン
蟹江町総合交通戦略
蟹江町舗装個別施設計画
蟹江町橋梁個別施設計画

単位施策【前期】 （土木農政課、まちづくり推進課）	単位施策【後期】 （土木農政課、まちづくり推進課）
単位施策1 幹線道路の整備 （土木農政課、まちづくり推進課）	単位施策1 幹線道路の整備 （土木農政課、まちづくり推進課）
都市計画道路等の整備・見直し ①国道1号の4車線化について、早期整備を関係機関に働きかけます。また、県が災害時の緊急輸送道路として整備する日光川右岸堤防災道路（県道 平和蟹江線）の整備を促進するとともに、都市計画道路七宝蟹江線（町道 東郊線）の県道への格上げについて関係機関と協議を進めます。 ②JR 蟹江駅の自由通路新設に伴い、駅へのアクセス向上を図るため、都市計画道路南駅前線の整備を推進します。また、町内幹線軸である都市計画道路七宝蟹江線（町道 東郊線）をはじめ、町で施工する幹線道路について、未整備区間の整備を推進します。 ③長期間未整備の都市計画道路について、周辺に与える整備効果や効果的な財政投資等を検証し、必要に応じた計画の見直しを図ります。	都市計画道路等の整備・見直し ①国道1号の4車線化について、早期整備を関係機関に働きかけます。また、県が災害時の緊急輸送道路として整備する日光川右岸堤防災道路（県道 平和蟹江線）の整備を促進するとともに、都市計画道路七宝蟹江線（町道 東郊線）の県道への格上げについて関係機関と協議を進めます。 ②地域特性である河川や鉄道により分断されている地域間の連絡及び交通の円滑化を図るため、町内幹線軸である都市計画道路の未整備区間の整備を促進します。 また、事業実施中である都市計画道路南駅前線については、JR 蟹江駅自由通路の新設に伴い、駅へのアクセス向上を図るため、早期完了に向けて整備を進めます。 ③長期間未整備の都市計画道路について、周辺に与える整備効果や効果的な財政投資等を検証し、必要に応じた計画の見直しを図ります。
単位施策2 生活道路の整備 （土木農政課）	単位施策2 生活道路の整備 （土木農政課）
（1）地域間をつなぐ道路の整備 ①鉄道により分断されている地域間の連絡及び交通の円滑化を図るため、町道今須成線と JR 関西本線との立体交差化を推進します。	（1）歩行者の安全確保 ①車道と歩道の分離、速度抑制対策や防護柵等の設置により歩行者が安心して利用できる生活道路の整備を推進します。

単位施策【前期】 （土木農政課、まちづくり推進課）	単位施策【後期】 （土木農政課、まちづくり推進課）
(2) 狭あい道路の解消・整備 ①既成市街地や地元要望のある集落内の道路について、安全性・快適性を高め、災害時に備えるため、寄付による道路用地の拡幅に関する費用補助等を行い、狭あい道路の解消を促進します。	(2) 狭あい道路の解消・整備 ①既成市街地や地元要望のある集落内の道路について、安全性・快適性を高め、災害時に備えるため、狭あい道路の解消を促進します。
単位施策3 道路の維持管理・長寿命化 （土木農政課）	単位施策3 道路の維持管理・長寿命化 （土木農政課）
道路の適正な管理 ①町が管理する道路について、路面性状調査の結果や地域の交通状況・要望等を踏まえ、適正に維持補修を行うとともに、交通安全の確保に努めます。 ②整備してから相当程度の年数が経過した道路・橋梁について、予防保全の観点から長寿命化を図るとともに、必要に応じて再整備に向けた検討を進めます。	道路の適正な管理 ①町が管理する道路について、地域の交通状況・要望等を踏まえ、適正に維持補修を行うとともに、交通安全の確保に努めます。 ②整備してから相当程度の年数が経過した道路・橋梁について、「舗装及び橋梁個別施設計画」に基づいて、長寿命化を図るとともに、必要に応じて再整備に向けた検討を進めます。

分野4 都市基盤・産業「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
4-2 地域公共交通	◇駅までの交通アクセスが充実し、鉄道が利用しやすい便利で快適なまちになっています。 ◇お散歩バス等の公共交通が充実し、町民が気軽に移動しやすい環境が整っています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○JR 蟹江駅は、令和2年度に自由通路及び橋上駅舎が供用開始され、鉄道による南北の分断が解消されました。一方で、駅南側は、既成市街地であることから道路幅員が狭く、送迎車等で混雑しています。そのため、自由通路の整備効果を向上させるため、南駅前線及び駅前広場の整備が課題となっています。 ○近鉄蟹江駅は、駅前広場の拡大改修に伴い、利便性・安全性が向上したことから、より一層の利用促進が求められます。 ○当町の各鉄道駅周辺は、町内だけでなく、周辺市町村にとっても名古屋駅方面に向かう重要な交通結節拠点となっていることから、今後さらなる機能の充実が求められます。 ○町のコミュニティバスである「お散歩バス」は、現在3系統で運行されており、利用者の多くが65歳以上の高齢者です。また、乗車数はコロナ禍前より減少しており、燃料費や人件費の高騰などによる運行経費の増加や運転手不足といった問題を抱えています。今後、当町の高齢化がさらに進み、運転免許証返納等により移動が困難になる町民が増加することも見据え、効率的で利便性の高い移動手段の確保を検討する必要があります。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
お散歩バス1便当たりの利用者数 ※お散歩バス利用者数実績	人/便	H29	11.8	R5	9.2	12.6	13.1
町内全駅の鉄道乗降客数 ※蟹江町総合交通戦略	人/日	H27	24,684	R4	21,781	25,494	25,899

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町都市計画マスタープラン 蟹江町総合交通戦略

単位施策【前期】 （まちづくり推進課、ふるさと振興課、 政策推進課、介護支援課）	単位施策【後期】 （まちづくり推進課、ふるさと振興課、 政策推進課、介護支援課）
単位施策1 鉄道の利便性の向上（まちづくり推進課） 駅の利便性の向上 ①JR 蟹江駅の自由通路及び橋上駅舎の快適な利用に向けて、南側の駅前広場の整備を進め、都市交通基盤の強化を図ります。また、町内のその他の駅においても、関係機関と連携してさらなる改善に向けた検討を進めます。	単位施策1 鉄道の利便性の向上（まちづくり推進課） 駅の利便性の向上 ①JR 蟹江駅の自由通路及び橋上駅舎の快適な利用に向けて、 南駅前線及び 駅前広場の整備を進め、都市交通基盤の強化を図ります。また、町内のその他の駅においても、関係機関と連携してさらなる改善に向けた検討を進めます。

単位施策【前期】 （まちづくり推進課、ふるさと振興課、 政策推進課、介護支援課）	単位施策【後期】 （まちづくり推進課、ふるさと振興課、 政策推進課、介護支援課）
単位施策2 身近な移動手段の確保 （ふるさと振興課）	単位施策2 身近な移動手段の確保 （ふるさと振興課、政策推進課、介護支援課）
町内の効果的な移動手段の確保 ①町民の移動手段としてお散歩バスが便利で安心して利用できるよう、町内外の商業施設や病院など総合的で効率的なルートを検討する等、継続的な運行に取り組みます。また、利用者ニーズに応じ、AI や自動運転に代表される技術の進歩を活用した新たな移動手段を検討します。 ②今後、高齢化がさらに進み、運転免許証返納等により、買い物等が困難になる高齢者の移動手段の確保として、地域においてボランティア、民間企業及び社会福祉協議会と連携し、それぞれの地域にあった移動の仕組みづくりを検討します。	町内の効果的な移動手段の確保 ①町民の移動手段としてお散歩バスが便利で安心して利用できるよう、町内外の商業施設や病院など総合的で効率的なルートを検討する等、継続的な運行に取り組みます。また、利用者ニーズを収集・分析し、A I や自動運転に代表される技術の進歩を活用した新たな移動手段を検討します。 ②今後、高齢化がさらに進み、運転免許証返納等により、買い物等が困難になる高齢者の移動手段の確保として、地域においてボランティア、民間企業及び社会福祉協議会と連携し、それぞれの地域にあった移動の仕組みづくりを検討します。

分野4 都市基盤・産業「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
4-3 市街地整備・住環境	◇名古屋市に隣接したまちとして、適切な土地利用が進められています。 ◇快適に暮らし続けられる、良好な住環境が整ったまちになっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○都市計画マスタープラン(令和2年度改定)に基づき、長期的な視点で計画的に土地利用の適正な規制・誘導を図ることが課題となっています。 ○人口減少・高齢化が進む中で、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが求められます。 ○近鉄富吉駅南地区を土地区画整理事業のため令和5年度に市街化区域に編入しました。今後、土地区画整理事業の推進が求められます。 ○一方で、既成市街地では都市基盤整備が困難なことから、老朽家屋や空き家の増加、災害時等における避難路の不足等、さまざまな課題を抱えています。 ○特に、空き家等の対策は、高齢者の単身世帯が増加傾向にあり、高齢化率が上昇傾向にある当町においても、今後、新たな空き家等が多く発生する可能性があります。今後、所有者に対し、適切な管理や利活用の促進等が求められます。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
計画的な新市街地の整備の満足度	%	H30	15.8	R6	20.3	20.4	23.7
※蟹江町都市計画マスタープラン 住民意識調査（H30） ※総合計画 住民意識調査（R6）							
既成市街地の再整備の満足度	%	H30	12.5	-	-	17.2	20.5
※蟹江町都市計画マスタープラン 住民意識調査							

関連個別計画⇒【後期】
蟹江町都市計画マスタープラン 蟹江町空家等対策計画

単位施策【前期】 （まちづくり推進課、土木農政課、ふるさと振興課）	単位施策【後期】 （まちづくり推進課、土木農政課、ふるさと振興課）
単位施策1 計画的な土地利用の規制・誘導 （まちづくり推進課）	単位施策1 計画的な土地利用の規制・誘導 （まちづくり推進課）
土地利用の規制・誘導 ①秩序ある土地利用を促すため、現状の土地利用の方針に即した規制・誘導を図るとともに、関係機関と連携して開発行為等にかかる規制・誘導を行います。	土地利用の規制・誘導 ①秩序ある土地利用を促すため、現状の土地利用の方針に即した規制・誘導を図るとともに、関係機関と連携して開発行為等にかかる規制・誘導を行います。
単位施策2 良好な市街地の形成 （まちづくり推進課、土木農政課）	単位施策2 良好な市街地の形成 （まちづくり推進課、土木農政課）
（1）駅周辺の活性化 ①駅を拠点として、都市機能・生活サービス機能の集積を図り、その周辺に利便性の高い居住機能を確保するなど、駅を拠点として歩いて暮らせるまちづくりを推進します。 （2）新市街地の整備 ①駅の利便性を生かしたまちづくりを進めるため、近鉄富吉駅南地区において、市街化区域への編入と土地区画整理事業に向けた取組を進め、市街地環境の整備を行います。また、土地利用需要や社会経済状況を踏まえ、新たな市街地整備の可能性について検討します。 （3）既成市街地の整備 ①既成市街地など基盤整備が困難な地区では、地域と連携して生活道路の拡幅や公園の確保、住宅と工場の混在解消など、住環境の安全性、快適性を高める取組を推進します。	（1）駅周辺の活性化 ①駅を拠点として、都市機能・生活サービス機能の集積を図り、その周辺に利便性の高い居住機能を確保するなど、駅を拠点として歩いて暮らせる 持続可能な まちづくりを推進します。 （2）新市街地の整備 ①駅の利便性を生かしたまちづくりを進めるため、近鉄富吉駅南地区において、土地区画整理事業を 推進します 。また、土地利用需要や社会経済状況を踏まえ、新たな市街地整備の可能性について検討します。 （3）既成市街地の整備 ①既成市街地など基盤整備が困難な地区では、地域と連携して生活道路の拡幅や公園の確保、住宅と工場の混在解消など、住環境の安全性、快適性を高める取組を推進します。

単位施策【前期】 （まちづくり推進課、土木農政課、ふるさと振興課）	単位施策【後期】 （まちづくり推進課、土木農政課、ふるさと振興課）
単位施策3 快適な住環境の形成 （まちづくり推進課）	単位施策3 快適な住環境の形成 （まちづくり推進課）
空き家等の対策 ①空き家等の発生・増加による地域の住環境の低下を未然に防ぐため、空き家等の所有者に対して適切な管理を働きかけるとともに、関係機関・事業者との連携により空き家等の利活用を促進する方策を検討します。	空き家等の対策 ①空き家等の発生・増加による地域の住環境の低下を未然に防ぐため、空き家等の所有者に対して適切な管理を働きかけるとともに、適正管理されていない空き家等の除却費用の負担軽減を支援し、住環境を維持する取組を推進します。

分野4 都市基盤・産業「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
4-4 公園・緑地・景観	◇身近な場所に公園が整備され、行政と町民の共同管理により、いつも快適な環境が保たれています。 ◇水郷景観や温泉地の雰囲気は保全されて、観光客も町の景色を楽しんでいます。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○町民一人当たりの都市公園面積は相対的に低い水準にあり、設置個所の分布もバランスを欠いている状態にあります。 ○特に、人口密度の高い既成市街地では、まとまった用地の確保が難しくなっているものの、住環境の向上やレクリエーションの場、さらには災害時における一時避難所等となることから、都市公園の整備が求められます。 ○整備後かなりの年月が経過している公園や用地が借地となっている公園があることから、地域組織や地権者の理解・協力のもと、適切に維持・管理を進め、魅力の向上を図ることが課題です。 ○緑化推進については、公共施設だけでなく、住宅や事業所の沿道に四季の草花を植えること、生垣化、壁面緑化等の官民一体となった協働の取組や緑化の普及・啓発の促進が必要です。 ○歴史的なまち並みや水郷の景観資源があるものの、都市化の影響等で徐々に失われつつあります。今後、これらの景観を町民の理解・協力のもと、適切に保全・形成していくことが課題となっています。 ○景観の魅力を高めるため、桜並木のライトアップ等を行っています。今後は、これまで以上に地域組織や経済団体との連携により、さまざまな活動を通じて機運を高めることが求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
町全域における緑地の割合 ※蟹江町緑の基本計画	%	R2	26.1	R6	26.1	26.8	27.5
町民1人当たりの都市公園面積 ※蟹江町緑の基本計画	m ² /人	R2	3.9	R6	3.9	5.5	7.4

関連個別計画⇒【後期】

蟹江町緑の基本計画

蟹江町都市計画マスタープラン

蟹江町公園施設長寿命化計画

単位施策【前期】 （まちづくり推進課）	単位施策【後期】 （まちづくり推進課・ふるさと振興課）
単位施策1 公園の整備・維持管理（まちづくり推進課）	単位施策1 公園の整備・維持管理（まちづくり推進課）
（1）公園の整備 ①町民の憩いの場となる都市公園の均衡ある配置を図るため、未整備区域における新規公園の整備に取り組みます。特に、人口密度の高い既成市街地等においては、町有地や空き家・空き地等を有効に活用して、公園用地の確保を検討します。	（1）公園の整備 ①町民の憩いの場となる都市公園の均衡ある配置を図るため、未整備区域における新規公園の整備に取り組みます。特に、人口密度の高い既成市街地等においては、町有地や空き家・空き地等を有効に活用して、公園用地の確保を検討します。

単位施策【前期】 （まちづくり推進課）	単位施策【後期】 （まちづくり推進課・ふるさと振興課）
(2) 公園の機能向上 ①多様な役割を果たす公園の機能向上を図るため、町民参加の公園づくりに取り組むなど、地域の多様なニーズに応じた整備・改修を進めます。また、大規模な公園は、利用状況に応じた改修やより一層の魅力向上を図ります。 (3) 公園の維持管理 ①多くの町民に親しまれるよう、地域の実情に合わせ、町民との役割分担を明確にした協働による公園の維持管理・運営を推進します。	(2) 公園の機能向上 ①多様な役割を果たす公園の機能向上を図るため、町民参加の公園づくりに取り組むなど、地域の多様なニーズに応じた整備・改修を進めます。また、大規模な公園は、P a r k－P F Iの活用を検討するなどし、利用状況やニーズに応じた改修やより一層の魅力向上を図ります。 (3) 公園の維持管理 ①多くの町民に親しまれるよう、地域の実情に合わせ、町民との役割分担を明確にした協働による公園の維持管理・運営を推進します。また、今後進展する施設の老朽化に対しては、計画的な更新・改修を行い、安全対策の強化を図ります。
単位施策2 緑化の推進 （まちづくり推進課）	単位施策2 緑化の推進 （まちづくり推進課）
緑化活動の推進 ①緑地の創出・保全を促進するため、民間施設への緑化支援を関係機関と連携して推進するとともに、町民との協働による緑化活動の普及・啓発・支援を継続して行います。	緑化活動の推進 ①緑地の創出・保全を促進するため、民間施設への緑化支援を関係機関と連携して推進するとともに、町民との協働による緑化活動の普及・啓発・支援を継続して行います。 ②緑化にかかる費用負担の軽減を支援するとともに、緑化の普及・啓発の促進に取り組みます。

単位施策【前期】 （まちづくり推進課）	単位施策【後期】 （まちづくり推進課・ふるさと振興課）
単位施策3 魅力ある景観の形成 （まちづくり推進課）	単位施策3 魅力ある景観の形成 （まちづくり推進課・ふるさと振興課）
（1）景観資源の保全と活用 ①佐屋川・蟹江川等の貴重な水郷景観やまち並み景観の保全に努めます。また、観光や文化といった拠点の魅力ある景観の創出に取り組めます。 （2）景観に対する意識の醸成 ①町内の景観資源の魅力を向上させるため、関係機関と連携してライトアップやイルミネーション等に取り組み、町民が楽しみながら参加できるイベントを展開します。	（1）景観資源の保全と活用 ①佐屋川・蟹江川等の貴重な水郷景観やまち並み景観の保全に努めます。また、観光や文化といった拠点の魅力ある景観の創出に取り組めます。 （2）景観に対する意識の醸成 ①町内の景観資源の魅力を向上させるため、関係機関と連携してライトアップ等に取り組み、町民が楽しみながら参加できるワークショップやイベントを展開します。

分野4 都市基盤・産業「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
4-5 農業	◇優良農地が守られ、集積による新たな農業経営が展開されています。 ◇白いちじく等の特産物の生産と加工・販売が増え、かにえブランドが確立しています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○都市近郊地域である当町は、社会経済状況の変化等により大半が兼業農家となっており、都市化が進行しています。そのため、農地面積は一貫して減少傾向にあります。 ○これまでは、農業用として排水機場を整備してきましたが、防災対策と都市下水対策を兼ね備えた排水機場の整備が必要です。 ○農作物は、稲作が中心であるものの、そのほとんどがオペレーターに全面委託しており、農業の担い手不足が深刻化しています。そのため、遊休農地対策と合わせて農地を管理する仕組みづくりが求められます。 ○農業生産のみでは生活が成り立たなくなっており、効率性の高い農業生産と、加工や販売と連携した農業経営が望まれます。 ○施設園芸による花き栽培等の都市近郊型農業の展開や、白いちじくなど古くからの特産物の栽培により、一部では付加価値の高い経営が行われています。 ○食育推進計画に基づく地産地消や白いちじく等の特産品開発などが進められており、今後も販売とPRを連動させ、農業の魅力向上を図ることが求められます。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
農業算出額(推計)	千万	H29	37	R4	70	37	37
※市町村の姿(農林水産業)							
水稻収穫量	t	R1	708	R6	666	708	708
※市町村の姿(農林水産業)							

関連個別計画⇒【後期】
農業振興地域整備計画

単位施策【前期】 （土木農政課）	単位施策【後期】 （土木農政課）
単位施策1 優良農地の保全（土木農政課）	単位施策1 優良農地の保全（土木農政課）
(1) 農地の集約化の推進 ①農業振興地域内の分散した農地を整理するため、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまった形で担い手に貸し付ける制度及び利用権設定による集約化を推進します。 ②農地の持つ多面的機能や地域資源（農地、水路農道等）の質的向上を図るため、地域で共同して行う活動を支援します。	(1) 農地の集約化の推進 ①農業振興地域内の分散した農地を整理するため、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまった形で担い手に貸し付ける制度による集約化を推進します。 ②農地の持つ多面的機能や地域資源（農地、水路農道等）の質的向上を図るため、地域で共同して行う活動を支援します。

単位施策【前期】 （土木農政課）	単位施策【後期】 （土木農政課）
(2) 農業生産基盤の維持管理 ①農業基盤施設（排水機場、用排水路等）の管理主体である土地改良区への維持管理費用を負担するなど、農業生産基盤の維持管理を支援します。また、用排水分離の推進に努めます。	(2) 農業生産基盤の維持管理 ①農業基盤施設（排水機場、用排水路等）の管理主体である土地改良区への維持管理費用を負担するなど、農業生産基盤の維持管理を支援します。
単位施策2 営農環境の向上 （土木農政課）	単位施策2 営農環境の向上 （土木農政課）
農業経営の安定 ①農業生産の中心となっている担い手農家（認定農業者、集落営農）への支援を行い、農業経営の安定を図ります。	農業経営の安定 ①農業生産の中心となっている担い手農家（認定農業者、集落営農）への支援を行い、農業経営の安定を図ります。
単位施策3 付加価値の高い農業の推進 （土木農政課）	単位施策3 付加価値の高い農業の推進 （土木農政課）
(1) 町特産品の開発とPR ①町の特産品として一定の認知を得た白いちじく及びその加工品のより一層のPR等を推進します。また、他の特産品の開発等を行い、かにえブランドとして町内外に発信します。 (2) 地産地消の取組 ①近年食文化の多様化により、日常生活から米離れが進んでいるため、米の良さを再認識することと地元産米を利用することにより米消費拡大を図ります。	(1) 町特産品の開発とPR ①町の特産品として一定の認知を得た白いちじく及びその加工品のより一層のPR等を推進します。また、他の特産品の開発等を行い、かにえブランドとして町内外に発信します。 (2) 地産地消の取組 ①近年食文化の多様化により、日常生活から米離れが進んでいるため、米の良さを再認識することと地元産米を利用することにより米消費拡大を図ります。

分野4 都市基盤・産業「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
4-6 工業	◇各種経営支援により、町内の企業が独自の技術開発を高め、かにえブランドとなる製品等を開発しています。 ◇利便性の高さに魅力を感じた企業の立地や設備投資が進み、地域経済の発展や雇用の創出につながっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○当町における工業は、中部圏の産業・技術を支えるとともに、雇用の創出や地域経済状況に大きく関係する重要な産業であり、既存の町内企業の操業環境の向上や新たな企業誘致等が求められます。 ○東名阪自動車道・国道1号・西尾張中央道等の幹線道路、JR関西本線・近鉄名古屋線の鉄道2路線といった東西南北の広域交通網が整備されていることは当町の強みであるにも関わらず、土地利用規制により新たな産業用地を確保することが困難な状況にあります。今後、都市計画行政との調整を図り、工業の振興につながる土地利用を推進することが課題となっています。 ○各企業への融資制度、工業関係企業への先端設備導入計画等を進め、一定の成果が得られましたが、高齢化・後継者不足、就業人材不足や材料費、電力・燃料費の高騰の影響により、町内の事業所は厳しい経営環境に置かれています。今後も経済団体、商工会との連携により、雇用の確保や経営の継続支援、事業承継、起業支援等が求められます。 ○地域資源を活かしたかにえブランドを確立し、町内外への発信や、販売の仕組みの形成による工業の振興が期待されており、まちづくりや賑わいづくりに活用していく必要があります。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
製造品出荷額等	千円	R1	83,328,360	R4	91,382,110	88,000,000	95,000,000
※工業統計調査							

関連個別計画⇒【後期】

単位施策【前期】 （ふるさと振興課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課、まちづくり推進課）
単位施策1 町内企業の操業環境の向上 （ふるさと振興課）	単位施策1 町内企業の操業環境の向上 （ふるさと振興課、まちづくり推進課）
（1）町内企業への支援 ①町内企業の生産性の向上など操業環境を高めるため、既存企業への新工場等の建設に際して、愛知県と連携して補助を行うとともに、新たな機械設備を導入する場合の固定資産税（償却資産）減免等による支援を行います。 （2）産業用地の確保 ①新たな企業の誘致を図るため、蟹江インターチェンジ等の交通利便性を生かした産業用地の整備を検討します。	（1）町内企業への支援 ①町内企業の生産性の向上など操業環境を高めるため、既存企業への新工場等の建設に際して、愛知県と連携して補助を行うとともに、新たな機械設備を導入する場合の固定資産税（償却資産）減免等による支援を行います。 （2）工業用地の確保 ①蟹江インターチェンジ等の交通利便性の高い地区において、農業生産との調整を図りつつ、市街化調整区域内地区計画の活用や市街化区域への編入などにより、新たな工業用地の整備を検討します。
単位施策2 経営環境の向上支援 （ふるさと振興課）	単位施策2 経営環境の向上支援 （ふるさと振興課）
中小企業者への経営支援 ①中小企業の経営支援のため、情報提供や融資制度の活用促進を図り、小規模企業等振興資金の融資を受けた事業者に対する補助等を通して経営支援を行います。 ②経済団体との連携を密にし、情報交換会の積極的な開催や異業種間の情報交流を促進することにより、組織体制及び経営指導力の強化や独自事業の展開を促します。また、周辺市町村との連携による創業支援体制の構築に努めます。	中小企業者への経営支援 ①中小企業の経営支援のため、情報提供や融資制度の活用促進を図り、小規模企業等振興資金の融資を受けた事業者に対する補助等を通して経営支援を行います。 ②経済団体や商工会との連携を密にし、町内企業の課題を情報交換会や異業種間の交流等により把握し、組織体制及び経営指導力の強化や独自事業の展開を促します。また、周辺市町村との連携による創業支援体制の構築に努めます。

分野4 都市基盤・産業「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
4-7 商業・サービス業	◇中小企業者が店舗の魅力を高めて販路を拡大し、経営が安定するとともに、商店街イベント等でまちの賑わいを楽しむことができ、個性的で魅力ある商店がたくさんあります。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○周辺での大型商業施設の立地やインターネットによる消費の普及等、当町における商業環境は年々厳しくなっており、消費動向の変化による売上の減少や高齢化による後継者不足で商店数は減少しているため、商業事業者の新たなチャレンジや、人材の確保、育成、求職活動への支援や事業承継対策を推進する必要があります。 ○多様化・複雑化する消費トラブルから町民を未然に防ぐとともに、巻き込まれた場合に迅速かつ適切に支援を行うことが求められています。 ○商店街振興のために取り組んできたイベントは盛況であり、商店主のイベントを盛り上げようという機運は高まっていますが、日常的な活性化につながっていないことが課題となっています。 ○デジタル化による各種の技術が進展していることから、これらを生かした新たなサービス業の創業などを支援することが求められます。

目標値

基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
年間商品販売額 ※経済センサスー活動調査	千円	H28	66,820,000	R3	72,739,000	70,000,000	73,000,000

関連個別計画⇒【後期】

単位施策【前期】 （ふるさと振興課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課）
単位施策1 商業事業者の経営支援（ふるさと振興課） 中小企業者への経営支援 ①中小企業の経営支援のため、情報提供や融資制度の活用促進を図り、小規模企業等振興資金の融資を受けた事業者に対する補助等を通して経営支援を行います。	単位施策1 商業事業者の経営支援（ふるさと振興課） 中小企業者への経営支援 ①中小企業の経営支援のため、経済団体や商工会と連携し、町内企業の課題を把握し、情報提供や融資制度の活用促進を図り、小規模企業等振興資金の融資を受けた事業者に対する補助等を通して経営支援を行います。
単位施策2 買い物環境の向上（ふるさと振興課） (1) 空き店舗を利活用した商店街活性化 ①商店街エリアにある空き店舗を利活用した、新たな賑わいづくり活動を支援します。	単位施策2 商業・サービスの活性化（ふるさと振興課） (1) 空き店舗を利活用した商店街活性化 ①商店街エリアにある空き店舗を利活用した、新たな賑わいづくり活動を支援します。

単位施策【前期】 （ふるさと振興課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課）
(2) 高齢者等への買い物支援サービス ①高齢者や移動が困難な町民の日常的な買い物をサポートするため、移動販売や配達サービス等を実施する事業者等との連携や支援を進めます。 (3) 消費者保護 ①町民が消費トラブルに遭わないよう、各種の情報提供や啓発を推進するとともに、近年増加傾向にあるスマートフォンやインターネットを介したトラブルに対して、迅速な情報提供や相談体制の整備を進めます。	(2) 地域の活性化 ①町内商業事業者の販促力、商品のPR力の向上につながるイベント開催や地域活性化事業を支援します。 (3) 消費者保護 ①町民が消費トラブルに遭わないよう、各種の情報提供や啓発を推進するとともに、近年増加傾向にあるスマートフォンやインターネットを介したトラブルに対して、迅速な情報提供や相談体制の整備を進めます。
単位施策3 新たな商業・サービス業の促進 （ふるさと振興課）	単位施策3 新たな商業・サービス業の促進 （ふるさと振興課）
創業支援体制の充実 ①当町の実情や地域課題に応じた新たな商業・サービス業の操業を支援するため、近隣4市町村（蟹江町、弥富市、大治町、飛島村）で連携して支援体制を構築します。	創業支援体制の充実 ①当町の実情や地域課題に応じた新たな商業・サービス業の創業を支援するため、近隣4市町村（蟹江町、弥富市、大治町、飛島村）で連携して支援体制を構築します。

分野4 都市基盤・産業「ちょうどいい」快適・便利なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
4-8 観光・シティプロモーション	◇魅力的な観光資源を有する蟹江町が全国各地に広く知られています。 ◇町民一人ひとりが蟹江町に誇りと愛着を持ち、町外からの来訪者をもてなすまちになっています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○当町の観光は水郷の景観や温泉、さらにはユネスコ無形文化遺産に登録された「須成祭」や「伝統的酒造り」等の魅力があり、令和5年度には蟹江川かわまちづくり計画に基づき蟹江川（須成地区）の護岸修景工事が完了し、河川空間の魅力が向上したものの、各拠点同士がつながっておらず町内を巡る仕組みが必要とされます。 ○来訪者の町内の滞在時間が長く、消費を伴った観光をしてもらうため、今ある観光資源の磨き上げと新たな観光資源の発掘、町内外への情報発信が必要とされます。 ○観光交流センター「祭人」を観光拠点として、関係事業者と連携して特産品の販売や新商品の開発を行っているほか、マルシェ等を開催し、町への来訪機会を提供しています。今後も、拠点施設を核として、賑わいの継続・拡大が求められます。 ○当町の魅力を町民に周知し、さらなる魅力向上と賑わいの創出を図るため、農業・工業・商業等の連携による「かにえブランド」など地元産業の活性化やシティプロモーションを推進することが課題となっています。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
観光振興に対する満足度 ※住民意識調査	%	H30	12.1	R6	13.3	13	14
かにえフィルムコミッションロケ支援件数 ※かにえフィルムコミッション支援実績	件	R1	10	R5	5	10	10

関連個別計画⇒【後期】
デジタル化社会を踏まえた域内消費活性化に向けた基本計画 第67回地域再生計画

単位施策【前期】 （ふるさと振興課、土木農政課、政策推進課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課、政策推進課）
単位施策1 観光施設・資源の魅力向上 （ふるさと振興課、土木農政課）	単位施策1 観光施設・資源の魅力向上 （ふるさと振興課）
観光資源の魅力向上 ①観光の魅力を高め、町内での滞在時間を増やすため、既存資源の磨き上げにつながる取組や長時間滞在につながる体験型プログラムの開発・実施を支援します。	観光資源の魅力向上 ①観光の魅力を高め、町内での滞在時間を増やすため、既存資源の磨き上げにつながる取組や長時間滞在につながる体験型プログラム、 周遊観光 の開発・実施を支援します。

単位施策【前期】 （ふるさと振興課、土木農政課、政策推進課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課、政策推進課）
②蟹江川かわまちづくり計画が認定されたことに伴い、護岸修景が行われ、蟹江川（須成地区）の美観化が進められます。川を身近に感じてもらえるような事業を展開します。 ③当町の風景を生かした、映画、テレビ、CM、情報番組等の撮影を誘致するフィルムコミッションの取組を推進します。 ④観光協会による幅広い町PR事業の取組を支援します。	②当町の風景を生かした、映画、テレビ、CM、情報番組等の撮影を誘致するフィルムコミッションの取組を推進します。 ③観光協会による幅広い町PR事業の取組を支援します。
単位施策2 シティプロモーションの推進 （ふるさと振興課）	単位施策2 シティプロモーションの推進 （ふるさと振興課、政策推進課）
（1）観光客誘致に向けた情報発信 ①温泉や祭りに加えて、水郷の風景や雰囲気のある路地等、当町の観光に関する魅力を広く国内外に周知するため、各種媒体を活用した情報発信を進めます。 （2）観光協会及び近隣市町村と連携した広域的な情報発信 ①当町の観光資源を、観光協会及び近隣市町村と連携し情報発信することにより、効果的な観光客誘致を図ります。	（1）観光客誘致に向けた情報発信 ①温泉、祭り、伝統的酒造りに加えて、水郷の風景や雰囲気のある路地等、当町の観光に関する魅力を広く国内外に周知するため、各種媒体を活用した情報発信や町外イベントでの啓発を図る。 （2）観光協会及び近隣市町村と連携した広域的な情報発信 ①当町の観光資源を、観光協会及び近隣市町村と連携し情報発信することにより、効果的な観光客誘致を図ります。 （3）転入促進 ①当町への転入を促進するため、町外の若者や子育て世帯をターゲットとして、当町の暮らしやすい魅力を移住定住サイトやSNSを活用し、わかりやすい情報発信を行います。

単位施策【前期】 （ふるさと振興課、土木農政課、政策推進課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課、政策推進課）
単位施策3 観光人材の発掘・養成 （ふるさと振興課）	単位施策3 観光人材の発掘・養成 （ふるさと振興課）
観光産業の担い手づくり ①観光産業を振興するため、観光事業の企画、立案、運営、実施に携わり、持続可能な事業主体を担える人材を育成します。	観光産業の担い手づくり ①観光産業を振興するため、観光事業の企画、立案、運営、実施に携わり、持続可能な事業主体を担える人材を育成します。

分野5 行財政・共生「みんなで取り組む」元気なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
5-1 自治・協働	◇町内会をはじめとする地域組織が持続可能な形で再構築されています。 ◇地域のさまざまな主体がお互い連携して地域の課題解決に自立的に取り組んでいます。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○少子高齢化の進展や核家族化の進行、価値観、生活様式の多様化、町民を取り巻く社会環境の変化により、地域の課題やニーズが複雑・多様化し、行政単独で対応することが困難な事例が増えています。 ○町民のコミュニティ意識の希薄化を背景に、町内会等の地域組織では、役員の高齢化や成り手不足、未加入世帯への対応等の問題を抱える一方、小学校区を単位とした自発的なイベント等の積極的な活動が進められています。今後、町民と行政がそれぞれの役割を再確認し、町民自らが地域の課題を解決できる環境を整える必要があります。 ○協働地域づくり支援事業（前：協働まちづくりモデル事業）を通して、テーマに特化した NPO・ボランティア活動を促進してきました。今後、より一層の活性化・多様化とともに、地域活動との連携等を展開することが課題となっています。 ○多くの町民が、まちづくりは行政主体で進めるものであるという行政依存型の認識が強い傾向にあります。しかしながら、地域課題の解決や住民ニーズの多様化への対応のため、町民と行政との協働による取組をこれまで以上に推進することが求められます。 ○近年では、公共的な領域において民間企業と行政が連携してサービスを提供し、より効率的で質の高い事業を推進する官民連携の考え方が浸透しつつあります。今後、地域特性に応じた民間活力の活用・連携を推進する必要があります。

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
協働地域づくり支援事業実施団体数（累計）	団体	R1	15	R5	17	20	25

関連個別計画⇒【後期】

単位施策【前期】 （ふるさと振興課、総務課、政策推進課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課、総務課、政策推進課）
単位施策1 地域組織・住民活動の支援 （ふるさと振興課、総務課）	単位施策1 地域組織・住民活動の支援 （ふるさと振興課、総務課）
（1）地域組織の活性化 ①住民活動の意義・必要性の理解を広め、積極的な参加・参画を促すため、町内会等での交流や仲間づくりの場の提供等を支援します。また、まちづくりの担い手としての地域組織の機能を高めるため、活動拠点の整備やリーダーの育成、資金の確保等、活動の活性化に向けた環境整備を進めます。	（1）地域組織の活性化 ①住民活動の意義・必要性の理解を広め、積極的な参加・参画を促すため、町内会等での課題を把握し、多世代交流や仲間づくりの場の提供等を支援します。また、まちづくりの担い手としての地域組織の機能を高めるため、活動拠点の整備やリーダーの育成、資金の確保等、活動の活性化に向けた環境整備を進めます。

単位施策【前期】 （ふるさと振興課、総務課、政策推進課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課、総務課、政策推進課）
(2) 住民活動支援の充実 ①NPO・ボランティアなどテーマに即したさまざまな住民活動を支援するため、担い手となる人材の養成や活動拠点の魅力向上、各種団体への活動助成等を推進します。	(2) 住民活動支援の充実 ①NPO・ボランティアなどテーマに即したさまざまな住民活動を支援するため、担い手となる人材の養成や活動拠点の魅力向上、各種団体への活動助成等を推進します。
単位施策2 協働・官民連携の推進 （ふるさと振興課）	単位施策2 協働・官民連携の推進 （ふるさと振興課、政策推進課）
(1) 協働による地域づくりの推進 ①地域課題の解決や魅力の向上を図るため、各種団体による公益性のある提案に対して事業化に取り組むとともに、各団体の自立・継続を支援します。また、行政と地域の間に立ってさまざまな団体の活動や団体同士の連携、行政と団体の連携を支援する中間支援組織の設立を推進します。 ②地域づくりにおける町内会等の地域組織やNPO・ボランティア等の住民活動団体の取組効果を高めるため、それぞれの活動状況や課題を共有し、交流による連携を促す場を提供します。 (2) 官民連携の検討 ①高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、民間企業等のノウハウを活用し、行政だけでは実現できなかったサービス水準の向上や地域活性化といった新たな価値の創出を進めます。	(1) 協働による地域づくりの推進 ①地域課題の解決や魅力の向上を図るため、各種団体による公益性のある提案に対して事業化に取り組むとともに、各団体の自立・継続を支援します。また、行政と地域の間に立ってさまざまな団体の活動や団体同士の連携、行政と団体の連携を支援する中間支援組織の設立を目指します。 ②地域づくりにおける町内会等の地域組織やNPO・ボランティア等の住民活動団体の取組効果を高めるため、それぞれの活動状況や課題を共有し、交流による連携を促す場を提供します。 (2) 民間活力の活用と多様な主体との連携 ①住民サービスの向上と効率化を図るために、民間事業者のノウハウや経営手法を取り入れ、複雑化する行政課題を解決していきます。

単位施策【前期】 （ふるさと振興課、総務課、政策推進課）	単位施策【後期】 （ふるさと振興課、総務課、政策推進課）
	②住民の生活や経済活動が行政区域を越えて行われるなかで、共通の地域課題の解決に向けた大学、事業者との連携を推進します。

分野5 行財政・共生「みんなで取り組む」元気なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
5-2 共生社会の推進	◇全ての町民が、性別に関わりなく意欲に応じて活躍できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を分かち合い輝く社会が形成されています。 ◇地域住民と外国人が互いの文化や考え方等を理解することで、外国人も安心して快適に暮らすことができる地域社会が実現されています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○蟹江町男女共同参画プランの推進を通して、男女共同参画社会の形成に努めていますが、女性の就労支援やワーク・ライフ・バランス推進等の企業への働きかけは、相談窓口の案内や、啓発物の頒布等にとどまっています。今後、情報提供だけでなく、より具体的な取組を推進することが求められます。 ○人口減少社会における労働力確保の観点からも、ICT の活用をはじめとする柔軟な働き方を生かし、さらなる女性の社会参画に向けた取組が必要になります。 ○国は、外国人の人材を受け入れる方針を打ち出しており、今後ますます外国人の増加が見込まれます。多文化共生社会の実現に向け、地域や教育、保育現場において、文化や生活習慣の違いなどにより日常生活や学校生活などの場で外国人住民が日常生活に困らない環境や暮らしやすい環境整備をするとともに、地域になじめる居場所づくりに努める必要があります。 ○平成 22 年にアメリカ合衆国イリノイ州マリオン市と姉妹都市提携を締結し、文化、教育等の幅広い分野における交流を通して、さらなる発展と相互の理解や連携を深める取組を展開しています。今後も、さまざまな交流を通して、町内の子どもたちが豊かな国際感覚を育む環境づくりが望まれます。

目標値							
基本成果指標	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
算出・目標値設定根拠		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
男女共同参画の取組に関する満足度 ※住民意識調査	%	H30	9.6	R6	12.6	14.6	19.6
町内事業所における男性の育児休業取得率 ※蟹江町男女共同参画プラン	%	H28	0	R3	11.5	3	20
プレスクール参加児童数	人	H30	12	R6	20	15	20

関連個別計画⇒【後期】
第2次蟹江町男女共同参画プラン

単位施策【前期】 （政策推進課、総務課、（全課））	単位施策【後期】 （政策推進課、総務課、（全課））
単位施策1 男女共同参画の推進（政策推進課、総務課） （1）男女共同参画社会の形成 ①男女共同参画社会の形成を進めるため、学校や家庭等において、性別に関わらず個性と能力を発揮できるような男女平等・男女共同参画に関する教育を推進します。	単位施策1 男女共同参画の推進（政策推進課、総務課） （1）男女共同参画社会の形成 ①男女共同参画社会の形成を進めるため、学校や家庭等において、性別に関わらず個性と能力を発揮できるような男女平等・男女共同参画に関する教育を推進します。

単位施策【前期】 （政策推進課、総務課、（全課））	単位施策【後期】 （政策推進課、総務課、（全課））
②家事や地域活動に男女ともに積極的に取り組める環境づくりや地域活動における固定的な性別役割分担意識の改革を進めます。 （2）男女がともに働きやすい環境づくり ①労働者にとって働きやすい環境になるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進するとともに、公正な職場復帰や再就職、起業など個人が持てる能力を十分に発揮できる環境づくりを促進します。また、行政自らが多様な働き方を選択できる環境づくりに率先して取り組みます。 ②ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する正しい知識の普及やいかなる暴力も許さないという機運の醸成を進めるため、各種啓発活動の継続や相談窓口の充実などを通して、誰もが取り残されない社会づくりを推進します。	②家事や地域活動に男女ともに積極的に取り組める環境づくりや地域活動における固定的な性別役割分担意識の改革を進めます。 （2）男女がともに働きやすい環境づくり ①労働者にとって働きやすい環境になるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進するとともに、公正な職場復帰や再就職、起業など個人が持てる能力を十分に発揮できる環境づくりを促進します。また、行政自らが多様な働き方を選択できる環境づくりに率先して取り組みます。 ②ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する正しい知識の普及やいかなる暴力も許さないという機運の醸成を進めるため、各種啓発活動の継続や相談窓口の充実などを通して、誰もが取り残されない社会づくりを推進します。
単位施策2 多文化共生社会の形成 （政策推進課）	単位施策2 多文化共生社会の形成 （政策推進課）
（1）多文化共生の意識づくり ①外国人住民と地域住民との相互理解や多文化共生についての理解を深めるため、関係団体と連携し、交流事業を推進することで、同じ地域で暮らす一員として外国人も暮らしやすいまちづくりをめざします。	（1）多文化共生の意識づくり ①外国人住民と地域住民との相互理解や多文化共生についての理解を深めるため、関係団体等と連携し、日本語を学ぶ機会の充実や、日本文化の理解度向上につながる講座等の開催、日本の生活ルールやマナーに関する意識啓発を推進することで、同じ地域で暮らす一員として外国人も暮らしやすいまちづくりをめざします。

単位施策【前期】 (政策推進課、総務課、(全課))	単位施策【後期】 (政策推進課、総務課、(全課))
②マリオン市との姉妹都市交流を継続し、町内の子どもたちが外国の文化や言語を学び現地の人と直接触れ合うことで視野を広め、国際的な感覚を身につけられる機会を提供します。 (2) 多文化共生の地域づくり ①外国人が日本社会で生活していくために必要な日本語を学ぶ機会の充実や日本の生活ルールやマナー等に関する意識啓発を図ります。また、災害時の支援体制の確保や交通安全教室を開催することで、国籍に関わらず誰もが安全・安心に暮らすことができる多文化共生の地域づくりを推進します。 ②町が作成するパンフレットやハザードマップ、公共施設等の案内看板に外国語での表記を進めるなど、外国人に分かりやすい情報提供体制の充実により、外国人が地域社会の一員として暮らせるよう支援します。	②姉妹都市である米国イリノイ州マリオン市との交流を継続し、町内の子どもたちが外国の文化や言語を学び、現地の人と直接触れ合うことで視野を広め、国際的な感覚を身につけられる機会を提供します。 (2) 多文化共生の地域づくり ①外国人住民も参加しやすい交通安全教室や防災訓練の開催、災害時の支援体制を確保するとともに支援活動に参加する機会を提供することで、国籍に関わらず誰もが安全・安心に暮らすことができる多文化共生の地域づくりに取り組みます。 ②町が作成するパンフレットやハザードマップ、公共施設等の案内看板に外国語での表記を進めるなど、外国人に分かりやすい情報提供体制の充実により、外国人が地域社会の一員として暮らせるよう支援します。

分野5 行財政・共生「みんなで取り組む」元気なまちづくり

基本施策	めざす姿【前期】⇒【後期】
5-3 行財政運営	◇町民の誰もが容易に十分な情報を受け取ることができ、町民と行政の情報交流が行われています。 ◇AI・RPA等のICTの活用等により、業務の自動化や省力化に取り組み、事務の効率化と住民サービスが向上しています。 ◇町単独では対応できない行政ニーズに対応できる周辺自治体との連携体制が構築されています。 ◇財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、町民が必要とする行政サービスの的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。

現状と課題【前期】⇒【後期】
○行政情報が幅広い世代に伝わるよう、情報自体の魅力向上、発信力の強化、媒体等への周知に向けたさまざまな工夫が求められます。また、町民の声を受け取り当町の発展につなげていく双方向性を持った情報共有の仕組みづくりが課題となっています。 ○コロナ禍を経て、デジタル活用の重要性が高まっています。町民・行政・企業のデータ利活用による住民サービスの充実、地域における新たなビジネス・雇用の創出等のメリットを実現し、地域の課題解決を図るための効率的・効果的なツールとして活用することが期待されます。 ○地方公共団体住民情報システムの標準化・共通化への移行に伴い、国の制度改正や重要な施策の実施に際して、迅速に対応できることが可能となるのみならず、業務の見直しを行うなど行政運営の効率化が図られ、住民の利便性の向上が期待されます。 ○人口減少社会における働き手不足等の課題や高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、効果的で効率的な人材確保策や適正な人事配置といった組織づくりが求められます。 ○公共施設の老朽化等に伴う維持管理費や高齢社会の進行による社会保障関連費用等の増大に対する懸念、また、生産年齢人口の減少に伴い町税収入の伸びが鈍化すること等により、当町の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。今後、これまで以上に財政の健全化を進めることが求められます。 ○町民の生活様式が多様化し、行動範囲が拡大しているなか、自治体の枠を超えた広域的な観点での地域づくりや行政運営が求められます。 ○行政ニーズの高度化・多様化に対応するためには、単独の市町村ではなく、周辺市町村との連携による事務の効率化や機能強化を検討することが課題となっています。また、都市間交流を通して、災害発生時の相互支援や多様な親睦を深める機会を確保することが

現状と課題【前期】⇒【後期】	
求められます。 ○民間事業者等の持つ技術や能力を活用し、経費削減や住民サービスの向上を図るため、公共施設の運営管理について、指定管理者制度を導入しています。	

目標値							
基本成果指標 算出・目標値設定根拠	単位	策定当初		中間見直し現状値		目標値	
		年度	基準値	年度	現状値	2025（R7）	2030（R12）
経常収支比率	%	H30	86.1	R5	92.0	86	86

関連個別計画⇒【後期】
情報セキュリティポリシー 人材育成基本方針 蟹江町公共施設等総合管理計画

単位施策【前期】 （総務課、議会事務局）	単位施策【後期】 （政策推進課、総務課）
単位施策1 行政の情報化への対応 （総務課、議会事務局）	単位施策1 行政の情報化への対応 （政策推進課）
（1）地域情報の共有 ①町民に対して広く行政情報を提供するため、町ホームページの充実を図るとともに、さまざまな媒体を活用した新たな情報発信の手法を模索します。 （2）行政事務のICT化 ①事務の効率化、経費節減、情報の共有化・透明化等を図るため、計画的なAIやRPAの導入など、ICTの活用による事務の効率化を推進します。	（1）地域情報の共有 ①町民に対して広く行政情報を提供するため、町ホームページの充実を図るとともに、SNSを始めとするさまざまな媒体を活用し、その特性を生かした情報発信の手法を模索します。 （2）行政事務のICT化 ①業務内容の見直し及び改善を検討（BPR）し、計画的・効果的なAIやRPAの導入など、ICTを活用することで職員の負担軽減や事務の効率化を推進します。 また、住民の利便性向上を図るため、「行かない窓口・書かない窓口」の導入に向けて検討します。
単位施策2 行政の効率化・高度化 （総務課）	単位施策2 行政の効率化・高度化 （政策推進課、総務課）
（1）組織の活性化 ①高度化・多様化する町民の行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、組織や職員の横のつながりを強固なものとし、機動的な組織運営を推進します。 ②継続的な住民サービスを提供できるよう、行財政改革による事務の見直しと働き方改革を推進し、適正な安全衛生管理による環境整備を進めます。	（1）組織の活性化 ①高度化・多様化する町民の行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、組織や職員の横のつながりを強固なものとし、機動的な組織運営を推進します。 ②本計画に掲げる施策が目的に沿った内容及び品質を維持、向上し継続的な住民サービスを提供できるよう、行政改革の観点を踏まえた事務の適切な管理を行います。

単位施策【前期】 （総務課、議会事務局）	単位施策【後期】 （政策推進課、総務課）
(2) 人材育成の推進 ①地域に必要とされる役割を町職員が果たせるよう、長期的な視点で職員の能力開発や教育・訓練を推進し、高い専門性や企画調整能力、コミュニケーション能力を養います。 ②行政サービスの質と組織力の向上につなげるため、職員が働く意欲や自らの持つ能力を存分に発揮して生き生きと働くことができるよう、人事評価制度の適切な運用に努めます。	(2) 人材育成の推進 ①地域に必要とされる役割を町職員が果たせるよう、長期的な視点で職員の能力開発や教育・訓練を推進し、高い専門性や企画調整能力、コミュニケーション能力を養います。 ②行政サービスの質と組織力の向上につなげるため、職員が働く意欲や自らの持つ能力を存分に発揮して生き生きと働くことができるよう、人事評価制度の適切な運用に努めます。 (3) 行政改革の推進 ①新たな行政課題や近年の厳しい財政状況に対応するため、事務事業の見直し、適正な職員配置、組織の活性化、DX推進など効果的・効率的な行政運営を目指します。
単位施策3 広域による行政運営（政策推進課）	単位施策3 広域による行政運営（政策推進課）
(1) 広域連携によるサービス提供 ①複数の自治体で効率的かつ効果的な行政サービスを提供できるよう、一部事務組合の効率的な運営を働きかけるとともに、制度変更への対応やICTの導入など、新たな連携の可能性を検討します。	(1) 広域連携によるサービス提供 ①複数の自治体で効率的かつ効果的な行政サービスを提供できるよう、一部事務組合の効率的な運営を働きかけるとともに、制度変更への対応やICTの導入など、新たな連携の可能性を検討します。

単位施策【前期】 （総務課、議会事務局）	単位施策【後期】 （政策推進課、総務課）
(2) 都市間交流の検討 ①災害時の相互支援や地域づくり、産業などでの交流を図るため、ゆかりがある国内の都市との交流を検討します。	(2) 都市間交流の検討 ①災害時の相互支援や地域づくり、産業などでの交流を図るため、ゆかりがある国内の自治体との観光、文化、防災等さまざまな分野での交流を推進するとともに、交流自治体の魅力を伝えていく取組を実施します。
単位施策4 健全な財政運営（総務課）	単位施策4 健全な財政運営（総務課）
財政運営の健全化 ①自治と自立性を保つため安定的に財源を確保し、中長期的な視野のもとで財政の健全化に向けた取組を継続します。 ②公共施設等総合管理計画に基づき、今後の公共施設等の適切な規模と在り方を検討しつつ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って適正な維持・管理（更新・統廃合・長寿命化）を計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化及びその最適配置を実現します。	財政運営の健全化 ①自治と自立性を保つため安定的に財源を確保し、中長期的な視野のもとで財政の健全化に向けた取組を継続します。 ②蟹江町公共施設等総合管理計画に基づき、今後の公共施設等の適切な規模と在り方を検討しつつ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って適正な維持・管理（更新・統廃合・長寿命化）を計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化及びその最適配置を実現します。 また、未利用町有地の売却や貸付を含め、公有財産の有効活用を図ります。